

1

第一に、国は雇用対策基本計画を策定しなけれ

援助をすることいたしております。

はならないこととし、その中で、雇用の動向を把握し、らかにするとともに、さきに申し述べました労働者者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策の基本となるべき事項を定めることとしておりますが、この場合に職種、技能の程度、その他労働力の質的側面を十分考慮しなければならず、かつ、特定の職種、中小規模の事業等に關して特別の配慮を加えることができる」としておられます。

また、その策定にあたっては、労働大臣が、広く関係行政機関の長と緊密な連係を保って案を作成し、雇用審議会の意見を開き、かつ、都道府県知事の意見を求めた上、閣議で決定しなければならないこととし、さらに、計画の策定または実施に關し、労働大臣が関係行政機関の長に対して、所要の要請をすることができるとして、必要な施策の総合的な実施及びその実効性を確保することといたしております。

くことができるようにして、また、企業がその必要とする人材の確保ができるようにするため、雇用に関する諸情報の提供と、これに基づく指導・援助・勧奨等を充実することとしております。このため、労働大臣は、労働力の需給の状況、求人、求職の条件その他必要な雇用情報を迅速かつ的確に収集、整理するとともに、今後の技術革新の進展や生産構造の変化等に即応して、職業の現況及び動向、職業に関する適性、適応性の増大等、職業に関する基礎的事項について調査、研究をして、これらとの雇用情報、調査研究の成果等を職業指導、職業紹介等を行なうに際して活用するとともに、広く関係者が利用し得るよう配慮することとしております。さらに、職業紹介機関は、これらの雇用情報、調査研究の成果等を提供して、求職者に対する指導、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することができるよう、また、求人者に対しても、職務に適合する労働者を雇い入れることができるように必要な指導、

第四に、国は、若年層の能力の開発向上及び中高年層の職業への適応性の増進をはかるため、職業訓練施設の整備、職業訓練の内容の充実及び方法的研究開発、職業訓練指導員の養成確保及び資質の向上等、職業訓練を充実するための施策を積極的に講ずるものとし、また、公共の職業訓練機関が行なう職業訓練と産業界が行なう職業訓練とが相互に密接な関連のもとで行なわれ、有為な技能労働者の養成確保がなされるようはかるべきことを明らかにいたしております。また、技能を軽視しがちな雇用慣行を改善し、労働者の技能の向上と技能労働者の地位の向上をはかり、能力を中心とする労働市場の形成を促進するため、技術の進歩等の状況を考慮して技能評価のための適正な基準を設定し、これに準拠した技能検定制度を確立し、かつ、その拡充、普及をはかることといたしております。

第五に、産業構造の変化等の過程において生ずる職業転換を円滑にする等、労働者がその能力に適合する職業につくことを容易にし、及び、促進するため、職業転換給付金制度を創設し、関係給付の充実をはかることといたしております。

これは、従来、特定の失業者に対して支給してきた就職指導手当、職業訓練諸手当、職場適応訓練費及び就職のための移転費について必要な充実をはかるほか、その支給対象を拡大するとともに、特定職種訓練受講奨励金、広域求職活動費、訓練受講のための移転費、帰省旅費を新たに加え、制度的に確立しようとするものであります。

第六に、中高年齢者または身体障害者の雇用を促進するため、国が、別に法律で定めるところにより、雇用率を定め、これが達成されるよう必要な施策を講ずるものとし、これと並んでこれらの方の適職を選定し、公表するとともに、その就職の促進につとめ、また、事業主その他の関係者に対し、その雇い入れを容易にするための援助を行なうことといたしました。

いては身体障害者雇用促進法に必要な規定を設け、その推進をはかつてきているところであります。ですが、中高年齢者につきましても、事業主は、労働大臣が適職に応じて定める雇用率を達成するよう、その雇い入れにつとめなければならぬことと、及び、労働大臣が常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、中高年齢者の雇用に著しい困難を伴わないのであるものに対し、雇用率の達成のために必要な手配ができることを職業安定法に規定するよう措置しているところであります。

第七に、労働大臣は、身体に障害のある者、新たに職業につこうとする者、中高年齢の失業者その他職業につくことについて特別の配慮を必要とする者に対して行なわれる職業紹介及び職業指導の実施に関する必要な基準を定めることができる」とし、また、労働者募集に関し、過当な求人競争による弊害を除去するために労働大臣が募集時期について規制することができるようとする等、

以上、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(千葉千代世君) 次に、本案に対する衆議院における修正点について、修正提案者、衆議院議員渋谷直藏君より説明を聽取いたします。衆議院議員渋谷直藏君。

○衆議院議員(渋谷直藏君) 就用対策法案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

その要旨は、第一に、労働省に駐留軍因縁離職者对策審議会を設置すること。

第二に、炭鉱離職者が炭鉱に就職し、再び離職した場合にも炭鉱離職者求職手帳を発給すること

ができることとすること。

第三に、中央職業訓練所を職業訓練大学校に改称すること等であります。

○委員長(千葉千代世君) 本案に対する審査は、一応この程度でとどめておきます。

○委員長(千葉千代世君) 労働問題に関する調査

を議題とし、労働行政に関する件について調査を行ないます。本件に関し御質疑のある方は、順次

御発言を願います。

ることと思いますが、六月の二日は、国有林免役者、または營林、それから林野事業の今後のあり方について御質問を申し上げました。その内容と

するところは、六カ月から九カ月の間における季節労働者三万三千人、これは一般民間労働者に占

ける失業保険との関係にあつて、そして六ヵ月から九ヵ月まで働いた人はそのまま失業保険をもらいう。あとで農林省が補給するわけでありますけれども、そういう不完全な雇用状態が続いて、國の施策としても労働行政としても、また、そこで働く

いている労働者の皆さんについても、こんな不安定な状態というものは、国家事業としては一日も早く解消しなければならぬ。ですから、そこで起きてくる問題は、日本のような気候風土、こういう立地条件のもとでは、一年間を通じて増植、植林の問題、伐採、製品の問題、いろいろ総合的な施策が立てられるはずなんだ。また、これをしてもらわなければ困るんだ、これがいま国家事業として林野事業の行政の基本になるものだと私は考えて林野庁長官に質問をし、御意見も承ったわけであります。そのときに林野庁長官は、いろいろの角度から、労働省の御意見や、他の労働行政に影響する問題や、その他をつけ加えて勘案をして、何とかそういう基本的な常用雇用化の方向を立てなければならん。こういう御発言がありました。具体的な問題は十六日にここでお答えをしようといふ約束でございました。ところが、十六日の日はいろいろの都合でできませんでした、ちょうど一週間おくれてきょうになつたわけであります。が、林野庁長官から、常用化、不安定雇用を解消するという基本を産業計画とあわせてお聞かせ願いたい、こう思うわけであります。

○政府委員(田中重五君) いまの御質問に対する農林省としての考え方をまとめて申し上げたいと思います。

国有林労働者の雇用の安定につきましては、林業基本法の第十九条、それから、政府といいたしまして、三月の二十五日に参議院の農林水産委員会で表明いたしましたそういう趣旨に基づきまして従来の取り扱いを是正いたしまして、基幹要員の臨時の雇用制度を抜本的に改めるという方向で雇用の安定をはかつてまいる所存でございます。

この基本的な姿勢に立ちまして、さしあたりの措置としては、生産事業の通年化による通年雇用の実現なり、事業実施期間の拡大なり、あるいは各種事業の組み合わせによります雇用期間の延長などによりまして雇用の安定をはかつてまいりたい、こう考えております。なお、これらの具体化にあたりましては、労働者の意見を尊重するとということは当然でございますので、関係の労働組合

と十分に協議、話し合いをいたしまして、意思の疎通をはかりながら円滑に進めてまいりたい、こう考へてゐる次第であります。そういう考へ方に立ちまして、今後労働組合と十分に相互の意見を出し合つて積み上げてまいりたい、こう考へてゐるわけであります。

○藤田謙太郎君 いま仰せになりました。いまの
ような不安定雇用条件を抜本的に改正をすること
が柱になつていると聞いたのであります。そうち
なりますと、私が先ほど申し上げました植林事業
もあるでしよう。また、伐採、製品事業もあるで
しよう。万難を排して事業を継続して行なうとい
うこと、あわせて、継続して雇用が安定雇用に転
換をするといふ、この基本といふものを全面的に
取り組んでいくことによろしくおこないますか。

○政府委員(田中重五君) お説のことおりでござひ
ます。

もう一段中に入つてお尋ねをしておきたいのですが、ますけれども、その考え方方に転換をしていただいたことはまことにけつこうであります。ですが、三万三千も従業員が、季節労働者というかつこうの人がおいでになるわけですから、これはいまの話で進んでいくといふ方針はきまつたけれども、

少しでも進めているからこれでいいのだということになるとなると困るわけであります。これはまた労働大臣の御意見もそうなると聞かなければならんことになってくるし、われわれ自身も、不安定雇用が続いているなんということは許されないことでありますから、おおむねどれくらいの計画で常用化に進めていくかというようなところを、ひとつ長官の構想を開かさせていただければと、こう思うわけであります。いずれ、今年度から努力されて、具体的には来年度の予算編成で進むことになるのでしょうけれども、おおむねどれくらいの計画でこれを進めていくのだということがいまいろいろの角度から検討されていると思いまますから、この方針をお出しになる以上は検討しておられると思ってい

ますから、そういうことをお聞かせ願つておあた
い、こう思います。

○政府委員(田中重五君) その点につきましては、いまも申し上げましたように、いろいろ林野庁なりの腹案はあるにいたしましても、いまも申し上げましたように、労働組合とよく話し合いをし、協議をいたしまして、そうして最も妥当な内容による妥当な計画というものを持ちたいと思つてゐる次第でございます。

○藤田蔵太郎君 だから、具体的なことについては労働組合とよく御相談をしていただいて、労働組合としても、皆さん方計画画事業としての林野庁に働いておる方々が柱ですから、だから、皆さん方と同じように、この事業の本質その他に精通をされておいでの方々ですから、これはひとつこのことで十分に話しあって、この基本が生かされるようになります。ですから、このままでは、なかなか進めていただきたい。きょうまいいろいろな構想があつて言えないとなつてしまふなら、私はこれ以上追及いたしませんから、これはひとつこの基本に立つてやつていただけるという期待だけを私は持つて、その項は了承いたします。

問題は、その裏を見ると、裏といふか、うらはらの問題として、やっぱりこれを進めていくのも、また、こういう方向をされましたのは、いまのようないくつかの不安定雇用という問題を国家的にどうするか、国家行政としてどうするかということが重要なウエートに私はなつてゐる。こう思ひうわけであります。ですから、たとえば六ヶ月から九ヶ月の方を順次常用雇用、安定雇用に転換をしていくわざでありますから、そこで働いている方々の不安定なもの除去するために、順次やはりこういう方法でいろいろあいに転換をしていくのだということを、ぼくはやっぱりそのほうが重要なウエートとして労働組合と協議されて取りめをしました。では私たちもお聞きをしながら、われわれでお手伝いできることならお手伝いもするでありますようし、またまた私たちが素朴な感情で見ておりまると、林野庁というのは国有林の伐採、植林とい

うのが中心の事業でありますけれども、しかしながら林野行政ということになりますと、国土の膨大な三千六百万町歩の中の三千万町歩近いのが山林なのだと私は理解をしているわけですが、そういう造林事業とか林野行政という国家的な重要な任務を林野庁はお持ちになつてると私は理解するわけでございます。ですから、今日のように、私は、やはり何にもかんにも国がやればいいのだと、国がですね、ということには議論があるところだと思いますけれども、いずれも今度回りまして、あらゆるところに木のない山がだんだんふえてきている。国土の荒廃、水害ですね、治山治水や水害、それからそういう災害が年次ふえてきているような状態でありますから、ここらの問題も、私は、林野庁が国の林野行政として手をつけていくといふ、最も経験のある技術のある林野庁の労働者諸君が皆さん方と一緒にやってそこに林野行政を進めていく。国土保全のために一步を踏み出していくまでの消極的じやなしに、積極的に踏み出していくということになりますれば、私は、いまのようないくといふことになりますが、思ひますけれども、今日は即日解消する問題で、むしろ人を求めて、今日の荒廃した林野を林野行政で前向きに進めていくということになれば、またむしろ熟練工を養成していくかなければならぬぐらいに、私はこれはしようとも思ひますが、思ひわけであります。ですから、そういうこともひとつ十分に勘案をしていただきて、深く入っていただきたい。まことに私は非常に簡単でありますけれども、この林野庁がここできちっと方向をきめ、農林省自身できめ、園議のことの秋から長期経済計画を政府は立てられるというのでありますから、そこにも重要な政策の中に林野庁の行政を入れていただきて、そしてやっぱり林野庁の正常化の雇用問題をあわせて、製品生産の問題の条件基盤をつくると同時に、国全体の林野行政といふものに積極的に踏み出してもらつて、むしろ国土保全という面とくらはに、住民の災害が起らぬよう保全、防護というかつこうにもなり得るわけです。それが

ひいては国民が豊かになつていくという国の全体の富であるし、国民全体の生活向上といふものにつながっていくといふように、私は、まあ専門的な立場から言ういろいろ意見があると思います。けれども、そういうものを積極的に出さないと、何かいろいろ民間がどうだとかこうだとかいうようなところに迷惑をされて、どうも消極的になつていくといふようななかつこうではどうも私は納得ができない。そういう点もひとつ労働組合とよく話ををしていただきて、前向きの姿勢でひとつ前進をしていただきますように、来年の通常国会、ここで議論するときは、やっぱり方向がきまつて、そして働いている労働者が喜んで、われわれも、国土保全の立場から、また、正常な雇用関係の立場から、他の国家的な社会保障的な事業の立場からも、ここで喜び合えるようにぜひお願ひをしておきたい。

私は、きょうのところは、林野庁がひとつやろうといふかまえにおなりになつたのですから、こ

れ以上は申し上げません。ただ、皆さん方のきよみ委員会でお約束をしていただいたことが大きな成績があがりますように期待をし、むしろお願ひをして、私の質問を終ります。

○大橋和孝君 ただいま藤田委員のほうから非常に高い角度からいろいろお話をありました、私はこれに関連しまして、ごくささいな問題ではありますしょうけれども、二点ほどお尋ねしておきた

いと思うのです。

いま、お話をあって、この季節の労働者の不安定などをだんだんと改正されるといふわけであ

りますが、いま現在のところで、そういうふうになるまでの間におきまして、私は、やっぱりその常用作業に属している人たちは、その間じゅうは、やはり政府の管掌の健康保険、あるいは、また、厚生年金に入つておるわけあります、それが解雇されますとそれが国民健康保険になるとい

ふうなことありますので、こういう点には非常にもいま現在が困つておられると思うわけあります。ですが、こういう観点で、これを何とか改善する、いま当初改善する方法はお考えになつてないのか、そして、また、お考え願えるのか、ひとつお聞かせいただきたい。

○説明員(森博君) この点につきましては、かねがね国会におきましていろいろお話をあつた経過があるわけでございます。いま常用作業員は、これは共済組合関係に入つておるわけであります。

それから、定期作業員は、これは任意包括の政府管掌の組合に入つておるという関係になります。

任意包括でございますから、各まあ二分の一以上の同意を得た事業所において入るということにならぬわけであります。それで、これはちょっと共済組合関係に入るというわけには、まあ法律上も不

可能なわけであります。それで、これに入らなければ、国民健康保険かどちらかということになるわけであります。いろいろ国会でも御議論がございまして、われわれといつしましては、作業員の

福徳の関係上、健康保険に入れるべきである、厚生年金に入れるべきであるということで、しかし、

任意包括加入の法律の規定でございますので、で

きるだけ皆さんの同意を得まして、この加入率を高めるという方向で努力をいたしておるわけでござりますけれども、これを共済組合、その他制度

上どういうふうにするかといふことになりますと、われわれ一つの企業としてはどうにもいたしかね

りますが、たとえばずっと通年されるのが一番望ましいですけれども、いまでは毎年毎年ほとんど

私は、休職というような取り扱いにして、結局健

康保険の掛け金をそのまま林野庁のほうで持つて、

そして保険はそのまま継続していく、すぐ翌年に

は採用されるのでありますから、そういうふうな

ところで何かいい便法は考えられないものか。それは考え方によつてできることじやないと思つ

うわけであります。その点はどうぞしょうか。

○説明員(森博君) 厚生関係の事柄、さらに休職

といふ関係になりますと、これは事実通年雇用と

いうことになるわけでございまして、そういう通

年雇用に努力するといふことは先ほど長官がおつ

しゃいました。われわれとしてはそれをしてまいりたいといふことでござりますが、これは休職と

いう形になりますと、いまの国家公務員制度につ

いても問題があるわけであります。その辺の検

討は私どもなかなかむずかしい問題ではなかろうかと思つております。

○大橋和孝君 こういうふうな人たちの非常に社

会保障的なことが考えられてない、これは非常に大きな差だと思うわけです。これをまた特に国家

でやつておるわけでありますから、だから、そ

ういう点ではもう少し煮詰めて考えていただき

ておられる方が困るわけであります。だから、そういうふうな不便さを与えておるところに私は間違いがあ

るのではなかろうかと思うのであります。そこでお

尋ねをしているわけであります。

○説明員(森博君) いまの法律改正自体では、な

かなかわれわれとしてはそれ以上のことを検討し

らとおっしゃいましても、現在の方向で努力する

よりいたし方がないと、こう思つておるわけであります。

○大橋和孝君 それは通年されまして、先ほどの

林野庁長官の答弁にもありましたようになります

と考えていただきたい。この間の質疑の中では、白

ろう病は振動を何とかするような機械を使わよう

になつたので非常に少なくなった。もう一点は、就

労時間が短くなつたために非常に効果があつた、

この姿勢で考えていただきたいと思つます。

統一して、私は白ろう病について、もう少しちょ

り考えていただきたい。この間の質疑の中では、白

ろう病は振動を何とかするような機械を使わよう

になつたので非常に少なくなった。もう一点は、就

労時間が短くなつたために非常に効果があつた、

この姿勢で考えていただきたいと思つます。

○大橋和孝君 まさにその通りであります。もし機械を使つて効果が著

明にあらわれたとすれば、私はその機械を使わな

かつたらほかのことはせないといふ、必ずその機

械を使わせるといふか式を、たとえばこのよ

うな病気をほんとうに防いでしまうほうに何か処

置をしてもらつたらどうかと思うのですが、この

点についてはいかがなものであります。

○説明員(森博君) 前回いろいろ御質問がござ

ましたとき申し上げましたのは、チエーソンソーリーに

改良ハンドルというのをつけまして、緩衝装置を

つけたわけであります。これによりまして物理

的な計算をいたしますれば、三分の一程度は振動

を減らすことができる。したがいまして、これが相

当の効果を期待できる、お医者さんの先生方もそ

うおっしゃつていただいているわけであります。

それで、うちのチエーソンソーリーは全部四十年度中に

変えたわけでございますので、うちでチエーソンソーリー

を使う場合にはすべて緩衝ハンドルがついてお

三万——正確にはどれだけだ、今までどれくらい登録が済んでおるか、今後の見通し、そりいつたよりな点についても、ひとつ率直にありのままを聞かしていただきたい、こう思うわけであります。

○政府委員(有馬元治君) 登録の計画数は、常用労働者につきましては五万四百七十名であります。

これに対しまして十八日現在で四万一千百七十三名、それから日雇いのほうは三万七百十名でござりますが、これも同じく十八日現在で一万五百八十八名、以上でございますが、先ほど申しました

ように、常用のほうは大体まあ七月一日を迎えて必要労働者数は確保できると思いますが、日雇いのほうが非常に登録がおくれておる。その原因は、先ほど申しましたように、ボス勢力を排除しなければ港湾労働法が予定しております登録制度に基づいていますので、この点の指導を現在加えながら登録数の確保に向かって努力をしておる段階でございます。で、もともとこの労働法が規定しております雇用調整計画に基づいていまの定数をきめたわけでございますが、港湾の実情が、必ずしも港運統計その他に載つておる数字と実態が一致しないというふうな面もございまして、先ほど申しました定数は、やや数字としては大き過ぎたのではないか、こういうふうな面もございまますので、多少定数を下回ったところで七月一日を迎えましても、港湾の荷役作業に支障がくるというようなことはないというふうに考えておりますが、問題は、日雇いの登録について二万四、五千名は確保しなければ港湾の機能に支障がくる、こういうふうな判断のもとに最後の追い込みをやっておる段階でございます。

○杉山善太郎君 最近、この問題に関連して、いろいろな新聞が陰に陽に報道しているわけあります、やはりネットで最低二万四、五千人はどうしてもといふことであります、現在ではまだ一万ちょっととこえておる、こういう状態であります、そこで港の組織暴力につながる手配師の巻き返

しも相当あるというふうに聞いております。私は

全国の港湾労働の組織にいろいろとつながりを持っていますが、したがって、事業主との間に恐喝であるとか、あるいは暴力事件が相当に起

こつて、なかなか混乱もしておるといったような

こととも聞いておるわけですが、その辺は労働省はどのように掌握をしておられるか。そんな心配は

ないんだということになつておるのか。それとも、運輸省や警察庁とも相当緊密な連絡で、そういう

ことはあつたけれども、相当にその危惧は解消さ

れておるんだということになるのか。その辺のと

ころをひとつ歎にきぬを着せず、所管局長もさることでありますけれども、大体この法案を成立せしめる方途の中でもつて、諸外国ではもうこの港

湾労働法は十数年前のもので、非常に立ちおくれ

ておりますので、そういうような観点では、その

時は運輸省や、それから何か非常に非協力的な

面もありましたのですが、せつから日々の目を見て

一人歩きをしているわけでありますから、やはり

港湾に巢くつておる組織暴力を徹底的に追及を

するという基本的な態度で臨んでおりますし、運

輸省のほうとしましては、この国会で成立いたし

ました港湾運送事業法の改正によりまして、運送

事業の近代化が一段と進められる、こういうふう

な法的な根拠もできまいりました。私どもとし

ましては、警察並びに運輸省の御協力を得て、港

湾労働法の円滑な実施ができるようなどとい

うたった危険が全然ないかといふふなことになり

ますと、全然ないといふにも判断しかねます

ので、警察当局とは絶えず緊密な連絡をとつてこ

月一日に施行実施されるところの港湾労働法は、やはり言うならば港湾の近代化という、そういう近代化されるという方向づけと、そうしていま七月一日に施行実施されるところの港湾労働法は、やはり言うならば港湾の近代化という、そういう

方向においては、言うならば車の両輪のようなも

のだと思います。したがいまして、法案はそれぞれの条文なり規定をきめておるわけでありますけ

れども、これの施行にあたつてやはり一つの成果をあげるには、どうしても労働大臣と運輸大臣が、仏つくつて魂を入れずといふことでなしに、十分

かみ合わせてやつていただかないとなかなかうまくいかぬのじゃないか、こういう面もありますし、

同時に、やはりたとえば雇用調整手当と申しますか、ないしは登録日雇い労働者の退職金共済制度の問題なども、実際は手配師などに困惑され港

湾労働法というものができた、そして登録すれば、今日皆さんの努力によって港湾の労働者も自

分の生活といふものに利益があるといふことを、

それなりにそういうものができておるといふことをは知つておるわけであります。ただし、これは実

際に登録をしてうまくあるかどうかといふことを、

それが若干てんびんにかけておるので、手配師が妨害

するとか、また、全体の徹底、浸透がないといふ

ことだけではなくて、いわゆる港湾であぶれたも

のがこういう一つの調整手当もあるのだ、あるいはしんばうしておると、常用ではないけれども、

登録労働者になればやはり退職手当的なものが出ておるのだ、だけれども、中身についてはこれこれこ

そけれども、そういうふな点についても、たとえば法案が昨年成立をして、そうして七月一日か

ら実施されて、即、何もかもいいというわけにはまいらないと思いますけれども、この雇用調整手

当引き当てに相当するところのこのうまみのよう

な点についてもひとつ関連をして——でありますから三つになります。全体の運輸省、労働省の間で、大臣相互間においても、十分意識してうまく立法の精神というものを生かしながら現実にかみ合わしていただきたいという問題と、それから組織暴力といふもの、手配師といふもの、これは漸次後退せしめるような方向に努力をしてもらおうことも必要であります。それから、実際に登録した労働者が魅力を感じて、これはどちらもいいものだと思います。したがいまして、法案はそれぞれの条文なり規定をきめておるわけでありますけ

れども、この施行で迷つておる連中を、皆さんが職安の窓口での手との手で側面から促進させるのじゃなくて、登録した労働者が仲間を仲間意識で誘導するといふことが出でてこないといふこととも必要であります。それから、実際に登録した労働者が魅力を感じて、これはどちらもいいものだということで、未登録で迷つておる連中を、

のだからこそ、これが円満に施行されて、いわゆる港湾労働の近代化といふことの目的が達せられると、なかなかその点からうまくいかぬのじゃないか、というふうに感じておるわけでありますので、その辺のところをひとつお答えをいただきたい、こ

う思うわけであります。

○國務大臣(小平久雄君) 先生から港湾労働法の感謝にたえません。先生のお話は私どもも全く同感でございまして、せつから御注意をいただきまして、

感謝にたえません。先生のお話は私どもも全く同感でございまして、せつから御注意をいたしましたが、これが円満に施行されて、いわゆる港湾労働の近代化といふことの目的が達せられることはもちろんであります。同時に、それが

やはり私はそこで働く労働者諸君の雇用の安定なり、あるいは生活の改善なり、そういう点に積極的にやはり貢していく、こういふ成果をぜひあげたいと考えておるわけでございます。そのためには、先生の御指摘のとおり、一方においては

関連のあります運輸省なり、あるいは警察当局なりとも十分連携をとりながら進めなければなりませんし、また、一方におきましては役所の連絡

せんし、また、一方におきましては役所の連絡

手

必要であります。

労働を通じて生産に携わり、社会に貢献するというのが、経済の面からも、生活の面からも、これが前提になるのじやないか。私は、たとえば生産増強の機械化促進、科学の発展は人間能力の振興の成果でありますから、社会全体で受けとめて、労働力の適正配置をしていくという条件も一つの条件になるであります。それから、経済、社会の基礎をなす生産手段、生産力の上昇と、国民所得、購買力の上昇とのバランスが、いつも大前提でなければならぬということとも、私は、完全雇用への主権在民国家における施策の前提になつていかなればならぬのじやないか。だから ILO は雇用対策の百二十二号条約を六四年、一昨年つくりました。この第一に書いているのは、仕事をつくることができる、仕事を求めているすべての者に仕事を与えることというのがこの条約の柱になつてゐる。どういふぐあいにしてそれでは仕事を与えていくかといふのが私は雇用基本計画だと思ひうのです。近代社会——日本も同じ住民主権の国家でありますから、だから経済政策にも大きな関係を持つてくる。また、関係をもつといふよりか、経済計画は完全雇用と国民生活を引き上げていくという前提のもとに経済計画がつくられなければなりませんし、経済といふものは、工場ができ、機械ができ、そして生産ができるは国民生活が自然に潤いが下に回つていくのだというようなものの考え方で経済計画をつくっている国はいま世界じゅうにないと思う。そこで、通産省と企画庁に、きょうは来ていただいたのでござります。

完全雇用の方策について、私は幾つかの条件をここであげてみたいと思う。まず、労働力の配置計画をどうつくるか。この労働力の配置計画に就労機会を、E E C がやりましたように、地域住民の経済文化生活が潤いを受けるとか、地域開発といふものが前提になつて、いまのように、農家がせっかく住んでいる住宅を放棄して、離村をして太平洋ベルト地帯に人が集まつてきてるというような状態でいいのかどうかというようなことを、私は重要な要件ではないだろか。今日の国勢調

査を見てみても、大都会周辺に、ベルト地帯にも
のすごい勢いで、過密化が行なわれている。こう
いうことを見のがしておいていいのだろうかとい
う問題も要件の一つに出てくるでしょう。それか
ら、太平洋ベルト地帯を離れた地域の殺到率を見
てみますと、これは各地区によつて多少違います
けれども、たとえば特徴的な北九州福岡が殺到率
が六・二、石炭産業の斜陽化その他の関係がある
でしょう。殺到率がいままで一番いいときでも、
東海、京阪神、それから京浜をはずしたところは、
日本海側とか北海道、東北、四国、九州というの
は殺到率が二と三とか五ということだ。これは労
働省からもらいました去年の十月現在の資料を見
ても、やはりその格差というのは非常に違うわけ
です。そういうことの要件というものの、この雇用
対策基本計画に盛る要件というものは何か。むろ
ん職業訓練であるとか、広域行政、職安行政であ
るとか、これはもう必要でございます。いま大臣
も職安局長も仰せになりました。これは必要なこと
とでござります。しかし、もつともっと大事なこ
とが忘れられていいはせぬかということを、私は
皆さんにきょうは御意見を聞きたいわけであります
す。住宅が不足だといつて大都市中心に住宅を建
てる。これは建てなければ生活ができないわけで
ありますから当然であります。しかし、地域の殺
到率の高いところに今まで政府がやつてきた新
産都市と、いろいろなものいまの姿はどうなのか。
水島と大分ぐらいだと私は見ておりますが、どう
にもならぬ。コンビナート式の新産都市なんてい
うようなものでなしに、何といっても労働力のた
くさんあるところに工場を分散配置がえをすると
いう、このことが国家の総合的な繁栄のためには
絶対条件ではないかと、私はそう思う。昭和三十
九年の六月に労働省が、工場の分散をして、殺到
率の高い地域に就労の場をつくる、そうして労働
力の配置をやろうと、いろいろ計画が出来ました。そし
て賃金や労働条件のこと、労働時間とかそういう
ことが入つてないから、これは舌足らずである
といふ意見を出しました。そしてまたこういう

計画をお出しになるとするとなるならば、いまのとよくなれば、採算とのとれるところだけ、自由主義、自由経済のもとで採算のとれるところだけに國家の長期の、将来の計画からいって、いいところだけとつていい、便利のいいところだけ工場さえつくればいいということだけで工場を地方分散せよといつても、なかなかできないといふ結果がそこに出てまいりました。私は予算委員会で、企画局長官や通産大臣や大蔵大臣にも、その予算化をする、まず工場を分散するために補助をする、受け入れ態勢の地方自治体にも援助をする、こういう前段を含めて、日本経済の発展、完全雇用の道といふものはできないのじやないか。それは予算をつけますということがあつた。ところが、私の伺つてゐるところでは、そういうことを含めて労働省がようになつてきたら、特に経済庁である企画庁とか通産省が、そんな産業経済のことまでくらべ話をつておる。ところが、肝心のこの法律ができるようになつてきてから、企画庁である企画庁と雇用対策法といふものをお出したなつたと私は伺つておる。それが全部骨抜きになつて名前だけが残つたといふのが私はこの法律の出てきたその経過を聞いているわけです。そうすると、雇用対策基本計画といふのは何を基礎にして立てるのか、私は立ちようがないと思う。だから、そこらの経過についてひとつ労働大臣から承り、企画庁または通産省から、この雇用対策法ができて経過、いままのようなことがどうなつてきたのか、御説明を願いたい。

要する問題が多々ございます。そこで、私どもとしましては、この試案を打ち上げまして、各方面からいろいろな積極的な御意見もいたしました。今まで、この雇用対策法を策定するについては、この試案に刺激されて各方面から出された意見が有意義に役立つておるということはいためない事実でございますが、一方、この試案の考え方だけではやはり雇用対策を積極化するためには不十分であるという見地に立つて今回の雇用対策法を制定いたたのでございます。しかし、御指摘のように、通産省、あるいは経済企画庁等が、まあ私どもの雇用対策を立案する過程において、産業政策、あるいは財政金融政策の面について、私どもの当初原案に、そりやうした面についてはさほど積極的に原案自体に触れてなかつたのでございますから、これららの点について両省がわれわれの原案を骨抜きにしたといふうな縦縛は実はないのでございます。もともと先生御指摘のよう、雇用対策を考える場合には、財政金融から始まって、産業経済政策全般について考えなければ意味がないじゃないかというふうな御意見は重々承知しておりますけれども、私どもとしましては、そういうた面はそれぞれ財政金融政策、あるいは産業政策と調和をはかりながら積極的な雇用対策を樹立していく、そのための法制度を整備する、こういう考え方で今日までおきますので、両省によつて骨抜きにされたという縦縛はございませんんで、その点はあらかじめ御了承願いたいと思います。

すと、おそらく東京を中心に、近畿、あるいは中部地方の太平洋岸についてはかなり過密の状態が出てまいる。いろいろ公害の問題、あるいは災害の問題等、社会的な問題も発生するようになります。もちろん人口が集中し、産業が集中するのに応じまして、それに伴つての産業基盤の整備いろいろな対策が講じられなければなりませんが、いずれにいたしましても、非常にその傾向が強いということをわれわれも認識を改めている次第であります。私がどもいたしましては、地方の開発につきましては、やはり大きな中央に流れていくように対抗し得るだけのものを地方につくり上げていくということを、いろいろ新産都市その他の施策を講じてまいつたわけでございます。なかなかやうように現実は動いていないという面がございますが、地方の開発の一つの魅力は、やはり現段階でございますと土地とか、あるいは電力とか水とかといふ問題もございますが、一番大きなかねらうように現実は動いています。なぜかといえば、地方の開発といふうから見ますと、労働力を地方において生かす、また、地方の開発にはその地方における労働力を生かしていかなければならぬという、お互に雇用の対策の面と地方の開発の面とが、ある面では表裏一体となって結びつく、その点は労働力の活用ということにありますからと思うのでございますが、そういう面で雇用の対策の基本計画が地域的ななものも十分加味してつくられるということについて、私どもも大いに贊意を表しておる次第でございますし、また、労働省のほうとのこの法案の作成の段階でも、全国総合開発計画とか地方の開発促進計画等と十分に調和のとれた計画をつくりきまして、ということをお互いに約束してまいりました。いっておる次第でございます。決してこの計画の本的な面でいろいろ意見が食い違つたということはほとんどなかつたというふうに記憶しております。

話がありましたので、蛇足は必要ないと思いますが、この法案につきまして通産省がとやかく申し上げて、これが変な形になったということはないと思います。と申しますのは、通産省といたしましても、やはり経済が今後均衡のとれた形で発展いたしますためにはやはり労働政策特に労務配置の問題というようなものと完全に融合していかなければ経済の発展は期し得ないのでござります。むしろ緊密な連絡をとるたてますとざいます。毛頭そんな考え方方は現在持つておりませんし、過去においてもなかつた、かように考えております。
○藤田藤太郎君 そういう御意見、三人同様のような御意見が出たのでありますから、そんなら個々の国の施策の中で訓練とか云々といふことが、就労のお世話をする必要なことが書いてあります。しかし、地域の開発と同時に、このベルト地帯に集中して人口がものすごい過密になつてゐる。そしてそれだけ過密になつておつても地域には殺到率が五も八もなつておるような条件といふものを、どうそれだけ主権者国民の就労を通じて、機構を通じて政策を立てていくという基盤の基本的な施策といふものをなぜ国の施策の中に書かないか、書いてないじゃないですか、何も。そういうおことばでいまおっしゃるけれども、その書いていることばは何かと書つたら、国土の均衡開発云々、これほど計画にもこう書いてある。社会開発とか何とかかんとか書いてあるけれども、そういう具体的な現実労働者が不安定な状態におつたり、そして職なしにいま農民が一番底に追いやられて、専業農家といふものは二〇%ないのですよ。ただけの農村地域が第一種兼業が四〇%、それから第二種兼業が三〇%何%、専業農家といふものは一〇%台です。そういう状態でも一時間でも仕事をしたという人は総理府統計局の完全失業者に出でこないのであります。そういう状態でおつて、そして過密化がどうのと言つたら、それじや何をしたら土地の過密化が直るのであります。労働力が、その地

て、中高年は膨大な失業者がおる。そして地域別卒学だけを抜かれたところの農家であつても、それであつても農家にこれだけの殺到率が高いといふことは何を物語つておるか。労働力を遊ばしてあります。そんなことを置いておいて、ここで住宅を放棄するということは、たんばを放棄すると、いうことですよ。食糧を生産する田地田畠を放棄して、食べられるところへ集中しているわけです。これが太平洋岸ベルト地帯の都市なんです。そこへコンビナートのよなうな大組織でなしに、日本の産業の中でも幾らでも配置ができる生産機関があると思う。そないうものをなぞ配置をして、そこで農家の経済を、たとえば第一種兼業でもよろしくうござい。第二種兼業でもよろしくうございますから、その両方を相和したよなうなところでなぜ農村地域の住民の生活をお守りにならないか、それが完全雇用の道じゃないですか。そないうことをここにこころにびたり書かないで、單にいつも書かれているよなうな字句でそないうことができるのでしようか。基本計画を立てるときにそないうことができるのでしょうか。私はなかなかできることはどうしたって考えられない。そうすると、あなたの方はいまおっしゃつたけれども、そなな工場配置とか、そういう総合計画とか、通産省は、産業経済云々といふよなうことについては労働省のかまうべきことじやない。企画庁は、そななことは企画庁がやることじやない云々といふことで、結局題目だけは並べたけれども、労働大臣が一生懸命に完全雇用をやろうとしているその骨が抜かれて、結局ここで字句は落ちついたといふより、私は思い過ぎかわかりませんけれども、そないう感じを持たざるを得ないのです。だから雇用対策、基本計画を立てる前提要件といふものをやはりやらないと、この真に完全雇用を目指した雇用計画は立たないと、私はそう思ふ。企業局長にはこの前小野田セメントのときに来ていただきて、いろ

いろいろ御意見を聞かしていただきましたけれども、私は、この雇用対策法を立てるときに、この園の施策から基本計画の園の前提としてそういうもののもつと具体的に考えられないで完全雇用の道といふものがどうなるんであろう、私は心配でならないわけです。だから、もつと具体的にそれじやあ通産省としては、また、企画庁としては、いまの過密状態やこの非常にアンバランスな状態、こういふものをどうして直していくかということをひとつお聞かせをいただきたいのです。そうでなければ、私たちには基本計画をどうして立てるのか、よく見当がつかぬ。

すい環境をつくるという措置が必要かと思ひます
が、そういう労務状況も考えまして、そういう企業
が行きやすい地区を重点的にやはりつくっていいく
といふようなことをやはり考えていかなければい
かぬのじゃないか。それがやはり先ほど御指摘の
一つの地域開発になるのではなかろうかといふよ
うなことで、現在せつからく研究中でございます。
そらく今後結論を出しますためには、この部会で
相当やはり詰めなければいかぬと思ひますが、秋
ごろまでにはそういう一つの従来になかった新し
い構想をしていきたい、かように考えまして勉強
の強度でござります。したがいまして、おしゃる趣
旨は私どもも十分わかるわけでござります。実態
的にはそういう観点で通産省も勉強しております
ので、今後労働省のほうと十分タイアップいたし
まして、この法律が所期の効果をあげるように、ま
た、経済が均衡がとれて発展していくよう私ど
もは努力いたしたい、かように考えております。
○政府委員(鹿野義夫君) 地方開発の構想はどうな
かというお話をござりますが、地方の開発を推進
する場合の幾つかの手段のうち、具体的にいえば、
やはり地方の産業が発達するための基盤の整備、
やはり公其施設の整備が第一のてこ入れになるか
と思います。第二には金融ということで、地方に
産業が出ていき、また、地方の産業が興ることと
をあと押すことになるかと思います。第三には、
は、税制によって地方に企業を引っぱっていくと
いうやり方があらうかと思います。それらの施策
が総合されていろいろな地域開発の計画を推進す
るわけであります。現在、新産都市の関係、ある
いは工業整備特別地域の関係、あるいは低開発地
域の工業開発の関係、それぞれいま申し上げたよ
うな点の施策がいろいろの角度から実施されてい
るわけでござりますが、確かに十二分の成果、あ
るいは十分の成果をあげているとは言えない状況
だと思います。と申しますのは、先ほども申し上
げましたように、確かに東京を中心とする中央の
太平洋ベルト地帯の引っぱっていく力、一種の大
都市の持つ経済力、あるいは外部経済の持つ引力、

こういふものが非常に強なござります。それに対する抗するもののだけのものをさらにつくり上げていかなければならぬ。それには大都市に対するいろいろな産業あるいは人口が集中することを抑制するような手段についてもいろいろ考える。一方、いま申し上げましたよななそれぞれの施策についても、もつと強化をする必要があらうかと思いますが、いずれにしましても、現在地方の開発というのは、単に資源開発的な面からだけではいませぬ、こういうふうに考えて、全国総合開発計画と一緒にともに都市を形成しながら発展していくような形態を何とかしてつくり上げていかなければならぬ、そこで人口をとどめて、ある産業とともに都市を形成しながら発展していくよな内容的にも変わってきておりますので、ただいま総合開発計画の改定を総合開発の審議会においていろいろ検討を始めておるわけで、新しい時代に即応した計画をそり遠くない時期につくり上げていく。その際には、今回御審議願つておる雇用対策法に基づく基本計画とも十分調和したものを作り上げていくということを念頭としている次第でござります。

る。EECを見てごらんなさいよ。各国の持つている特徴的なものを地域地域で生かしていくといふので發展してきているのです。日本は自由主義、自由経済ということでもっともらしいことはたくさんお書きになるわけですけれども、具体的なそういうことが一つも前に進まぬわけですよ。ここで雇用対策基本計画ができた、さあやりましょうといったら、あっちの労働者をこっちに持つくる。それから就労の基盤整備というよくなかったところで、地域の開発は度外視してあっちの労働者をこっちに持つてくる。それだけの住宅計画をやる。労働省は経済官庁じゃありませんから、それ以上はできないのです。しかし、通産省や、特に企画庁でありますから、企画庁がその国家方針を立てて、この雇用対策法の計画とマッチしなければいけない仕事なんです。その仕事をそれじゃ労働省は一生懸命気はっても限界があります。国家経済の中で、特に私は企画庁が中心になつてそいう計画を出して、そのらはらに雇用対策法が出てくるというなら、私ばかりでなく、国民全体は納得するでしょう。しかし、そういうことがないわけです。計画の表面に出てくるのはあっても、具体的には何も出でこない。だから先ほど、圧力をかけたとか、そんなことを言つたことはありますせんと職安局長はじめ、皆さんおつしやつたけれども、そんなら昨年の七月、予算委員会で三大臣が約束をした予算の措置、地方自治体にも分散して補助金を出したり援護してやりますといつて約束をしたことはどうなんですか。なぜ国の施策の中にその一項目が出てこないのか。皆さん方が抵抗している、そんなことはしていないとおっしゃつても、そういうことがあるからどこへ出でこない、ければ、基本計画を立てるといつても、結局訓練をしましょ、そして失業者は氣の毒だから訓練手当をやつたり、そういうものをやりましょ、あつちに労働者が余っているからこっちに持つて

きて、そこで就労の場をこしらえましょう、どんなん産業基盤が太平洋ベルト地帯からそこに集中する以外に何もない状態になってしまる。なぜそういう地域開発をしながら、住民主権の、国民全体の歴史や立地条件が続いてきたその中で、社会に労働力の生産を通じて貢献するような場をつくり、食糧生産にも励んで農家を維持しながら、そこで基礎を強化すれば、自営農家百万戸といわれることも生きてくるのですね。皆さん方の基本になっているそのことが生きてこないじゃないですか。三反百姓、五反百姓で、食うに食えないっぽの中に零細農家は皆おらいつているじゃないですか。そのことをどう労働力を生かして、そして社会に労働力を通じて貢献をさして國を發展させ、そして労働者はかりでなしに、全労働国民がほんとうに生きていく道というものをつくるらうとしたら、太平洋ベルト地帯に工場を誘致して、来なき来なさいといふことで、農業の生産性もうんと下がるし、ほとんど学卒は全部そこへ行ってしまうわけですから、そういうことでは私は雇用計画にならないと思う。その基本が、いま企画府の局長のお話によると、なぜ國の施策の中にそれが入ってこないか。皆さん方も閣議できめられて、そして各省が相談をされて承認をされてこの法律ができたのであります。そういう文言や実際にはやろうということが、單なる國土の開発云々といふような抽象的な問題じゃなくて、均衡な開発とか何とかいうことはだけで終わらずに、なぜそういう具体的な問題がここに入つてこないのか。そうでなければ、私は雇用対策基本計画といふものはできないと思うのです。私はそう思う。どうですか。企画庁の計画局長。

開発等の諸施策ということ、そういう意味で、計画をつくる場合にも、十分関係機関のほうと御相談の上、私どもも、計画をおつくりになる場合には、ちょうどただいま新しい長期経済計画を策定している最中でもございますが、それらの計画の線と一体になってやれるような計画をお互いに力をあわせてつくり上げていくということが、ただいま御審議願つてある法律の趣旨を生かして十分やつていただけるのではないかというふうに考えるわけでございます。

○藤田藤太郎君 そういうお気持ちがあるなら、先ほどの地域別産業別雇用計画試案といふものが一昨年出たときだ、過密化していく今日の都市集中、特に太平洋ベルト地帯になっていくことに対して、これは一つの構想としては労働省がそういう案をお出しになつたんだが、それと取り組んで企画庁が出しておいでにならないので、労働省がやむにやまれず、こういうことをやらなければ雇用の計画が立たぬといって出したんです。これには足らないところがたくさんあります。そのときなぜ取り組みなさらなかつたか。どうにもならぬというかつこうだけで今まできたんじやないですか。それでいまになつて尊重しますというて、そんなことでこれが実際にできるのかどうか、私はなかなかそんな簡単にできるものじやないと思う。じや、いま計画局の中でお立てになつているこの秋からの新しい経済計画、倍増計画も中期経済計画も破棄して、新しい経済計画はことしの秋までに立てるとなつてしまふその構想はどうなんですか。その構想はこの雇用計画との関連はどうなるのでしょうか。それをお聞かせいただきたい。

○政府委員(鹿野義夫君) 新しい長期経済計画は、たゞいま経済審議会のほうで作成の内容的な検討をいたしておるわけでございます。これから詳細に各省と連絡をつけて、むしろまた各省に御参加願つて計画をつくり上げてきております。

○藤田藤太郎君 どうぞお話を

十二分に御参加願つて、この法律に基づく雇用基準計画と呼吸の合つたもの、調和のとれたものにしてつくり上げられることは当然だと私は考えております。それは労働省のほうからも実際に企画庁に正式に派遣されて、私どもの計画局の局員とは労働省の事務局の方々が詳細に議論に参加され、計画をいろいろ固めるのに御一緒になってやつてくれるこになつておりますし、また、事業そなうなつておりますので、そういう点では決して食い違いがあるものができ上がるというふうには考えておりません。十分調和のとれたものをつくれるというふうに申し上げることができようかと思います。

○藤田藤太郎君 計画局長にもうちょっとお尋ねしますが、この前はあなたのほうの調整局長と企業局長に来ていただき少し議論をしたわけです。が、生産力の拡大といふものは、昭和三十五年を一〇〇として、二七〇ぐらいになつていると私は推定をしている。ところが、今度消費購買力の関係になつてくると、雇用労働者の実質賃金を見たって、その間に一〇〇くらいにしかなつてない。そうして生産と消費のアンバランスができる。それで結局過剰投資と申しましようか、そういうものを作つて、いろいろの要件があるでしょう。それが何ことだといつて議論したことを見ておきます。

○政府委員(鹿野義夫君) わが国の場合、やはり基本的に自由主義経済の形体をとつて経済が運営されておりますから、計画といましても、やはり政府の部門として計画的に政府の責任において遂行できる分野とそうでない分野があり、つまりガソリンの供給や電力供給などは、たゞいまの状態ではできませんが、十分に経済全体の動きを計画と実態とを常ににらみ合わせながらターケアを常にやっていくことで、計画の達成をできるだけ円満に行なつていくということがわれわれの任務ではないかといふように考えておるが、聞いておきます。

○藤田藤太郎君 そういうことが実施していただければ、私はここでこんなことを言う必要がないんです。先日も、セメントは五千七百万トンの生産能力があつて三千三百万吨しか動いてない。ことしの投資計画を見たらどうかといふと、昨年の一五%減だけです。同じように設備投資をやつている。通産省の関係でも一兆五千億のベースが三年続いている。ことしも続いている。そして生产力はどんどん上がつて、昨年や一昨年の関連産

賃金から社会保障、所得保障を含めて、バランスをとりながら繁栄をしておるわけです。だから、そういうことを考えてみたつて、私はやかましくこの前言つたのですが、経済の計画を立てるときに、労働者のこの失業の問題を初め、労働者、労働者の所得、購買力と生産とのバランスをとりながら、それは科学とか能力で生産発展をしていくのは当然であります。それは先行きそれをしながら、あとバランスをとつて経済を繁栄していくと、いう道をとるにはどこから始めたらいいか。行き過ぎた設備投資の規制であり、そうして購買力を高めて国民生活を守つていくことであると、それは何ことだといつて議論したことを覚えております。私は計画局じやありませんからわかりませんと、最後にはそういうことになつたのでありますけれども、まさか計画局長はそういうことはおつしやらないと思ひますけれども、そこらあたりのことをそれじや聞いておきたい。どうなつておるか、聞いておきます。

○政府委員(鹿野義夫君) わが国の場合、やはり金融の利率の問題、いろいろの要件がありますよ。たゞいまの経済の帳じりは労働者を首切りつけるようという。小野田セメントしかし、織維における二つの会社の合併における首切りしかり。ちようどいまの経営者側のチャンピオン行為だと私はこの前言いました。そういうかつこうで、地方から集めた労働者を働くだけ働かして、そしで帳締めを労働者の犠牲でやつしていくということではございますが、当然企画局で事務局としてその計画を作成する過程におきましては、詳細に各省と連絡をつけて、むしろまた各省にヨーロッパがそういう姿をやつておるわけですね。

業の整備だといふはそれまでですけれども、そういうふうにたくさんの設備計画が行なわれておつて、そして大都市、特に太平洋ベルト地帯に労働者を集中する。卒業の若年労働者は全部集中をして、これは労働省に言わなきやならぬことですか。あなたにはあまり、あなたは総合的だから、手を触れられていない。そして、また、地域にはその殺到率が五倍、八倍にもなっている。こういふうに、過密を何とかしなきや、いかぬかぬと言ふと首切つてしまつて、そして六十歳まで世帯盛りの人が生活にあえでいるということに一切手を触れていないのです。もう今後五年してどうんなさいよ、東京都というのは、東京周辺きちっと家が詰まつちやう。そういう事態をお考えにならぬきやならぬ問題があるのに、今度の雇用対策の基本計画を立てる前提になるのは、一般的な抽象論で国土云々ということだけしか出てこないといふのは、やっぱり経済庁である企画庁が、労働省は労働省のことだけやりなさい、そういう縦合的な全体の問題はわれわれのところがやるんだから、まああまりかまうなということになつてゐるんじゃないかとしか私は考えられない。先ほどからのお話で、協力をいたしまして、そんなことはありませんと言われるのなら、そういう事実があるなら、なぜこの国の施策の中に雇用計画を立てる前提にそれを明記されないか、この雇用対策法に明記されないのか、ということが私は問題になつてくると思うのです。だから、私はそこらあたりのことがどうもなかなか理解ができないわけですね。ですから、これはひとつ職安局長、いま通産省や企画庁とやりとりいたしましたけれども、労働省としては、今度の新しい経済計画の中で、産業開発、経済発展の中での金融から経済、産業まで含めて、この雇用基本計画が名実ともに私が申し上げているものと含めて立てさすという自信があるのかどうか、そういうおつもりで書かれ

かどうか、これをひとつ聞きたい。
○政府委員(有馬元治君) 先ほどから申しましたとおり、三十九年に出しましたこの雇用計画試案といふものは労働省限りの試案で、政府全体を拘束するものになつていない、そういう状態で今後の雇用政策を展開するには不十分である。こういう考え方で今度の雇用対策をつくったのでございまして、今後は、この雇用対策法に基づきまして、雇用対策基本計画は閣議レベルで決定をする、したがつて、政府全体の施策を拘束することに相なるわけでござります。したがつて、先ほどから企画庁あるいは通産省の両省からお答えがありまして、たように、経済計画、あるいは国土の総合開発計画等々と調和をはかった雇用基本計画にするのだ、こういうことに相なるわけでござります。
それと、もう一つは、この雇用対策法で考え方がはつきりしないじゃないかというふうな御指摘がございましたが、これは第三条の第二項に配慮事項として明記しておりますように、「地域間における就業機会等の不均衡の是正を図る」、これは雇用対策を樹立する場合の配慮事項になつております。また、同じ対策法の四条の第六項には、都道府県知事の意見を求めて計画を策定する、こういう手続に相なつております。これらの点を考えましても、今後の雇用対策基本計画の方向としては、先ほどから御指摘のありましたような地域間の需給率のアンバランスを是正していく、これはどちらかといふと、余っている労働力を一方においてベルト地帯に持つてくるという面もありますし、やはりけれども、それよりも、地方に産業の分散をはかつてその地域における需給率を緩和していく、こういふねらいもございますので、対策法ができたらその辺はもつともっと積極的にいたしまして、互いに調和をはかりながらこの基本計画を策定していく、こういう基本的な態度で推進をして先生の御期待にこたえたい、かように

○藤田藤太郎君 これはいま職安局長がそうおしゃつた。そうおしゃつたけれども、ここに書いてある地域間における就業機会均等の不均衡を是正ということは、いまおしゃつたような形にしていくことだ。そういうことであれば、これは大臣でなければ通産省も企画庁もお困りになるか知りませんけれども、皆さん方の段階でそのような理解で取り組んでこられたかどうか。ここどころが大事なんですから、法律はできただけれども、ここで法律は似たようなことを書いたけれども、私のところは知らないいのだと、今までの答えがそうなんですが、そういうことをやろうというかまえで皆さん方議論して進めてこられたかどうか、これを計画局長にひとつ聞いておきたい。いまの三条の二項の問題であります。

○藤田藤太郎君 だから、いまの計画局長のお話ですと、労働省が地域開発をおやりになるよりですから、私も協力をしたいと、こうおっしゃる。労働省はそうじゃないですか。ちょっと話が違つたらあとから訂正してください。労働省は何がやれるのですか。就労の機会なんかつくくれないじゃないですか。そうでしょう。経済企画庁がやるわけでしよう。企画庁が計画を立てて、通産省を含めて、産業機関の分散、整備云々ということは、完全雇用を達成するためにやる仕事としては、むしろ企画庁や通産省が主体じゃないですか。それが一緒にならなければ、労働省はそれじゃあここで人を何人雇いますといつたって、仕事のことが一緒にならなければ、労働省はそれじゃあないときは雇えないのでです。だから、そこらあたりは労働省がそういうふうに発案をいろいろされたら、それに応じて協力しますということはどういうものをさしておられるか、ちょっとぼくわかりにくいくらい、もう一度言つてください。

○政府委員(鹿野義夫君) 労働省のほうのお立場からしますれば、地方のそれぞれのプログラミングこと、あるいは県ごとに助成力の配置状況もわかつておりますまよし、余剰労働力がどれくらいあるかということもわかつておられるわけでしょう。そういう意味で、それを活用するためには雇用計画としてこういうものが好ましいといふような一つの案ができるよかと思ひます。そういう案と、片方は地域開発的な構想、あるいは通産省のほうのお考えであれば、おそらくあるいは産業配置的な構想、そういうものが全部かみ合はざつて、お互いに論議を尽しながら、総合的にまとめ上げて実際は地方開発計画といふものができ上がるといふわけだと思うのでござります。ですから、原案的な意味で各省がいろいろな計画をお持ちになつて、それぞれの立場で一つの案をお立てになる、それをお互いに持ち寄つて突き合わして議論をして総合的にまとめていく。そういう過程において、私ども、労働省のほうでいろいろ総合的に広く、あるいは地方的に開発の計画をおつくりになるについては、一緒にわれわれも努力して、

一緒にそういうものを協力してやつていきました。そういうことを申し上げたということなんですね。

○藤田謙太郎君 いや、よくわかりました。そこはわからましたが、通産省の立場から考へると、これは

はもう経済企画庁の計画に沿つておやりになるのか、通産省の立場で産業開発をおやりになるのか、そこ辺の関連をひとつ話していただきたい。

○政府委員(熊谷典文君) 通産省といたしましては、もちろん総合的な計画が地域的にできました

が、それをどういう業種をどこの地区に持つていいかといふ作業はおそらく通産省ということにならうと思います。先ほど申し上げましたが、やはり過密都市の問題とか、あるいは公害問題、あるいは地域開発のような問題になりますと、ばく然とした議論では進まない。やはりこういう業種はここへ行き公害を起こす、それから、こういう業種はここへ行つたら一番能率のいいといふようあります。もちろん雇用の問題とタイアップするわけであります。そういうように通産省としては業種別にやはり呼応していかなければならぬじゃないか、こういう段階まで現在きておる。そういう考え方で、先ほど申し上げましたような立地部会といふ中で、地域開発問題を含めて、公害問題、過密問題、この三つを業種別に解決していく手はないといたしましては、労働省の面から見て雇用計画ができるということは、産業の今後の配置を具体的に考えていく場合に非常に役に立つわけであります。その辺は、先ほど企画庁からお話をございましたように、全体計画としてそうでありますと同時に、具体的な計画につきましても十分連絡をとつてまいりたいと、かように考へておる次第でございます。

○藤田謙太郎君 私は今までの例から申します

と、炭鉱でたくさん事故が起きたのも生産第一主義と、労働者がみんなそぞ思つておる。そうして

ここにきちんと書いておけばいいのです。そしたら

計画の要件にそれが合うのだといふことが出で

おるので。これからだんだん工場が過密化して公害問題が起きる。私は先日水島に行って見てきましたけれども、周囲の山の木が煙突から出るガスで枯れてしまふ。こういうことは、單にそこで

働いている労働者ばかりでなく、地方の住民までが漸次の苦しみになつていい、これも自明の理であります。しかし、これは生産をするためには採算上の問題は大事でしょう。大事でありますよ

うけれども、国策として、住民主権の国家で、国民全體が潤いながら経済社会が繁榮するという道

は、これは社会政策で私はカバーしてコントロールをとつていかない限り、解決できない問題だと私は思う。だから、自由主義、自由経済という問題に対して、それだけいいのかどうかという問題が出てくるのもそこだと私は思う。だから、そ

ういう点が配慮されないで、かつてに計画がどんどん進んでいつたら、いまの不況のしりぬぐいは労働者の首切りでしりぬぐいをするという答えしか出でこない。そういう責任を労働者にかぶせるなら、主権者の国民を守つていくというのなら、

そこで、一つ労働大臣にお尋ねをしたいわけです。今まで議論をしてまいりました大体の問題については御理解をいたいたと思うのです。私は、労働大臣がこの基本計画を立てるときに、ほんとうに単にあそこに労働力がある、ここに失業者がいるから、これをあつちに持つていつたりこうして、この雇用計画といふものが終わらないようには、私は実証をしていただきたいと思うのです。実証といつても、いま大臣がお見えになつてないから、これ以上私は通産省も企画庁もそうでありますといふことを言わざるを得ぬことになつてくるのであります。だから、その問題は、私は十分にひとつ考へていただかなければならぬ問題として提起をしているわけではありません。だから、今度の雇用対策法の問題にしかねなければならぬ問題として提起をしているわけではありません。だから、だんだん雇用対策法の問題にしかねなければならぬ問題として提起をしているわけではありません。だから、だんだん雇用対策法の問題にしかねなければならぬ問題として提起をしているわけ

ではありません。だから、だんだん雇用対策法の問題にしかねなければならぬ問題として提起をしているわけではありません。だから、だんだん雇用対策法の問題にしかねなければならぬ問題として提起をしているわけ

ではありません。だから、だんだん雇用対策法の問題にしかねなければならぬ問題として提起をしているわけ

ほど御指摘のような点を十分配慮することはもちろんのこと、あらかじめ関係各省の長と十分注意もし、さらに、また、この計画の実施にあたっても、それぞれの省に労働大臣は必要があれば要請もできる、こういうことを明らかに法文上もいたしておるわけでございまして、私は、今後のこの法案が幸い成立をいたしますならば、従来の各種計画の立場、あるいはその関連といふものがここに面目を一新するであろう、また、そうぜひしなければならぬ。特に労働大臣としては、この法案の示しております精神というものを体しまして努力をする責任を痛感をいたしておるわけでござります。

う書き方をしたのか、雇用基本計画でよろしいの
じゃないかという御指摘であつたと思いますが、
このことは、この計画が雇用に関する対策という
ものを主とした計画、対策の基本的な計画、こう
いう意味でございまして、これを単に雇用基本計
画と申しますと、あたかも先生のお話のうちにも
ございましたが、單に数字をあげて、片方では余つ
ているから不足のところにつじつまを合わせた
ために移動させるのだと、どうもそりといった数字を、
だけつづき合わせるのだといったような印象を、
單に数字のつじつまが合えばいいのだといったよ
うな、どうもそういう計画になりがちのようにと
られがちな心配もございましたので、むしろ対策
といふものを主にして計画を立てるべきである。
申すまでもなく、就業の自由とかいうことは、人
はもう基本的に守らなければならぬことでござ
いますので、そりいつた誤解を招かないためにも、
むしろ雇用対策の基本計画、こういふうが妥当
である。こういう立場からこういうふうにしたわ
けであります。

118 8 15

に明らかにこれとこれとこれを計画の中に立ててやるのだと、どうかってこうに出てくる。いろいろの職安行政、広域行政の対策を含んでいるから、その対策もやるんだからとおっしゃるのだから、私はこれ以上これにこだわりませんけれども、しかし、どうもその辺が私が先ほど議論しましたように、雇用基本計画というものの骨がなくなつてしまつて、対策のほうに重点が行ってしまったという印象をこの法律を見たら受ける。むしろ労働大臣の説明より、そういうところにわれわれはいろいろの労働の広域行政とか職安行政の対策だけが法律の主体になつてしまつたんじゃないかという印象を受ける。ですから、私はそれではなりませんから、いまの完全雇用というものはいかにありべきかという議論をして、その根は、労働省が何ぼ計画を出したらどうだこうだという話じゃない。ちゃんと殺到率といふものは毎月あなたの出先から、的確であるかどうかは別として、毎月これは出しているわけです。これは各官庁にいつているわけですから、いまさら労働省が、それはまあここに何によこそせとか、予算上の関係の取引でそれはあるかもしませんけれども、しかし、こんなものが企画庁に毎月いつているわけですよ。まさか労働省の倉の中に入れているわけでもなからうとなことはわかり過ぎるほどわかっていることで、私は思う。そんならば、今まで何回かの計画に、その地域開発をいまやっているんだ、これからやろうとしているのだとおっしゃるけれども、そんなことはわざり過ぎるほどわかっていることで、するするべったりで今日のような現状になつてゐるわけですから、まあ計画局長のお話は、あれはあれで了解をしますけれども、私はそこらに問題があるわけです。これはまさか企画庁にいつてないといと私は言わせない。もつと詳しい資料を企画庁はちゃんと御存じだと私は思うのですね。御存じでありながら、いまここでむしろどうのこうのといふような、これから云々というような話じゃないと私は思う。そういうことをやるのが雇用基本計画、雇用対策法だと私は思うのですから、どうも私たちの印象では肝心なところはみんな抜けで

しまって、そして労働省がから回りをしていようと
いうことになりはせぬかといふ心配ですよ、これ
は。具体的に申し上げればね。具体的に申し上げ
ればそういう心配。労働省は旗を振つてゐるけれ
ども、だれもついてこないということにこの雇用
対策基本計画というものはなるのじやないかとい
う心配をする。まあきようはいろいろ聞いていた
だいて、それは私の間違いも間違いとして正して
いただければいいけれども、しかし、私は、こん
なことは近代国家でみんなやつてることを私は
言つてゐるのだ。私だけが飛び抜けて、雇用計画
について私の自画自賛でこんな議論をしてゐるの
じやないわけですね。だから、それはひとつよく
含んでもらつて、企画室もひとつ計画倒れになら
ぬよろにしていただきたい。それから、労働大臣
もいまおっしゃいましたけれども、私は、やはり
総理大臣も来ていただかないといふことは、先ほどちょっと
申し上げましたが、やはり労働大臣がいかに苦勞
されても、肝心なところが抜けて飛んでいってし
まつてゐるということじや、この法律は結局この
法律の姿だけであることになる。姿だけにあるこ
とになれば、労働省が幾らこういう具体的な雇用
計画をおやりにならうとしても、それはそれでと
どまつてしまつて、何だ法律のどこに書いてある
のだ、機会均等とか国土の開発なんていうてみ
たつて、どこにそれぢや——労働省のそういう考
え方もあるだらう。しかし、わしのところは採算
上の問題で産業を開拓するのだから、そんなこと
今まで知らぬということになればそれまでになつ
てしまふのですよね、この雇用対策計画といふも
のは。その心配なんです。だから企業局長にも計
画局長にも、私はそういうものは打ち出してやる
とまあきよらはおっしゃつてゐるのですから、だか
らそれをまあ期待いたしましょ。そして今度の
秋出る経済計画の柱は、労働力の配置を含めて、完
全雇用の道が開けるような計画になることを私は
期待しますよ。まあその件はこれでとどめます。
もう一件、これの要因として私は通産省と企画
庁に尋ねておきたいと思うのです。昨年か一昨年

をピークにして、労働力人口は五、六年の間に半減するわけですね、労働力は、学卒が。そういうことを考慮に入れるべきだらうかどうか、特に経済計画を立てる企画庁でありますから、半減することを考慮の中に入れて考えられているのかどうか。それから、労働省もそうでありますから、いま技術労働者が不足するということを盛んに宣伝をされますけれども、五十五歳になつたら皆首を切るという、その産業においては技術能力を持つて働く人をみんな首を切つているということのことと、定年制、そして六十歳にならなければ年金がもらえない。まあ経済的な問題、そういう点はそれは別といたしまして、そしてその間の労働力を埋められ木にしておいて技術労働力が足らぬということをよく宣伝されるわけですけれども、フレッシュな学卒の労働力、そして今日の賃金体系では、賃金が安くてよく働く労働力だけを集め、中的に計算を入れて技術労働力が不足しているといふようなことがありますけれども、この中高年のそれじや就労のコントロールといふのはどういうぐあいに考へられているのか。殺到率が五にも八にもなつて、たとえば学卒と中高年とを引き合わせでなければいけないとか、何かこの中高年の失業者を救済することの具体的な処置をどうしようとしておいでになるとかですね。まあもう一つの要件を、私はこれでやめますから、またかわりますから何ですけれども、たとえば身体障害者のことも少し書いてありますけれども、身体障害者の労働力をどうつながらるのですから、そういう問題について、最後にえらいこまかいことを二点聞ききましたけれども、ひとつ構想を聞かしておいていただきたいし、企画庁には、特に労働力が減っていくわけですが、その問題について、日本の産業の労働力をどうお考えになつっているか、ここあたりもひとつ聞かかしておいていただきたい。

○政府委員(鹿野義夫君) ただいま経済計画を新しくつくるいく中に、一つの大きな問題点として、いま先生がおっしゃられました若年労働力の不足という問題があるかと思います。確かに、從来、どちらかといえば労働力過剰の状態から、そういう若年労働力が非常に不足してくるという大きなバーンの変化が、今後経済計画を立てての非常に大きな課題になつておりますと、現に真剣にそういう問題について部内で検討をいたしておるところでございますが、特にこの若年労働者が、現在の傾向からいきますと、どちらかといふと三次産業に集中しているような傾向がござります。そういう面からも、今後日本の一次産業、二次産業、三次産業の産業構造の変化にまで及んでいく問題ではないかというふうにも考へ、非常に今後の日本の経済の成長を規定する条件として非常に重大なポイントであるといふに認識して、われわれいまその対策といいますか、今後どういうふうに計画にそういう問題を織り込んでいかなければならぬらに、中高年齢層をどういうふうに活用して、どの面に中高年齢層を生かしていくかといふことも、同時に計画の必要なる課題であるといふふうに考へております。非常に重大なるポイントであるといふふうに思つて、目下検討いたしております。

○國務大臣(小平久雄君) 先生のお示しのとおり、

一方においては技能労働者が非常に少ないのであります。

一方においては、せつか

く技能を持つた高年者と申しますが、要するに定年制といふものによって高年者が退職をいられ

ておる、こういった矛盾した姿が今日現存するこ

とはそのとおりだと私ども思います。そこで、私は、この委員会でもさきに申し上げたかと思いま

すが、結論的に申しますならば、定年制とい

うのも、まあ、普通今日では五十五歳、こういう

ことに相なつておるのが通例のようでございますが、これは延長をされてしかるべきものである。

かように考へております。元來、定年制が五十五

歳であった。そういう慣習ができたというのも、一つには、労働力が過剰であるといふ基本的には背景がありますし、また、一方におきましては、日本人の寿命そのものが非常に短かかつたという、どちらかといえば労働力過剰の状態から、そろいつた若年労働力が非常に不足してくるという大きなバーンの変化が、今後経済計画を立てての非常に大きな課題になつておりますと、現に真剣にそういう問題について部内で検討をいたしておるところでございますが、特にこの若年労働者が、現在の傾向からいきますと、どちらかといふと三次産業に集中しているような傾向がござります。そういう面からも、今後日本の一次産業、二次産業、三次産業の産業構造の変化にまで及んでいく問題ではないかというふうにも考へ、非常に今後の日本の経済の成長を規定する条件として非常に重大なポイントであるといふに認識して、われわれいまその対策といいますか、今後どういうふうに計画にそういう問題を織り込んでいかなければならぬらに、中高年齢層をどういうふうに活用して、どの面に中高年齢層を生かしていくかといふことも、同時に計画の必要なる課題であるといふふうに考へております。非常に重大なるポイントであるといふふうに思つて、目下検討いたしております。

○國務大臣(小平久雄君) 先生のお示しのとおり、一方においては技能労働者が非常に少ないのであります。一方においては、せつか

く技能を持つた高年者と申しますが、要するに定年制を幾つにするかといふことは、これは労使間でできるべき筋合いのものであろうかと思いましてお

たしております。

○森勝治君 藤田委員から基本的な問題について

質問がなされたわけであります。この法案を

べつ見ただけでもわかりますよに、なるほど、

この法案では労働者の雇用の安定などといふ、完

全雇用云々などといふきれいな文字が並べられて

あります。このことばかりをとらまえてみますと、

諸外国の例にも見られるよう、完全雇用を目的

とする法律、このような錯覚を思わず覚えるよ

う気がするのでありますけれども、さて、具体的

に一案づわればこれがこの内容をつまびらかにい

たしました場合には、必ずしもそういう断定を下

すわけにはまいりません。むしろそれよりも、労

働者側にとつてはもろもろの危険な側面がひそ

でいるような気がしてならないのであります。たと

えば労働力需給の均衡を目的などといつておるけ

ども、その他たくさん並べておるけれども、い

ま申し上げた労働力需給の均衡だけを目的として

いるような法案の内容としか私は受け取れないの

であります。そなりりますと、大臣がこの提案理

由の説明でもいわれましたように、四十九国会で

もいわれましたように、あるいは、また、五十回国

会でもいわれましたように、近い将来に若年労働

者が減少し、中高年層があふれる。あふれるという

表現は用いませんでしたが、頗るになつてくると

歲であった。そういう慣習ができたというのも、

い

と

思

い

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

いうような表現を用いられております。そうなりますと、この法案を実施することによって、若年労働者は大企業に、さらに、また、合理化によって、ちまたには、うり出された中高年層は中小企業に、しかも、それは低賃金なそういう姿を露出させることになる気がして私はならぬであります。したがつて、私はその辺を心から憂慮いたしますのであります。私が心配いたします点、日本の多くの労働者の諸君もまた私のような危惧を抱いておるわけでありますので、この点についての私の心配が単なる杞憂にすぎないのか。はたしてこの法案なるものが、労働者の身分、生活を守ると称しながら、低賃金という線を脱却できないのかどうか、そういう問題について大臣の所見をただしたいと思います。

○國務大臣(小平久雄君) 先生の御質問によりますと、どうもこの法案に書いてあることは、やはり業のほうにまに、低賃金で特に中高年齢者などは、ほうつておくということになるんじやないかといふことを書いてあるが、実際は若年労働者は大企業のほうにいたいと思ひます。この法案の目的は第一条にうたつてあるとおりでございまして、私どもは、もう正真正銘、この目的に沿うて、また、この目的を達するためにはどういう方向で国の方針を行なうべきであるか、もつぱらそういう御心配のようでございまして、立場から第二条以下の規定をつくったわけでございまして、表は第一条のようないふを掲げておるが、実際はどうも先生がお話しのようなことになつておるんじやないか、どうもこうおつしやられましても、私はそういうことは全然ねらつてもおりませんし、また、もろもろのことにうたつてあります。施策を行なうことによつて、結果的に先生の御心配のようなほんにいくことはとうてい考へられない、かように信じておるわけでございまして、しかし、まあ先生のお話でございますから、私は、一部にでもそういう心配がおありだとするならば、

〔委員長退席、理事藤田藤太郎君着席〕

この法案が成立後、実施するにあたりましては、

いうような表現を用いられております。そうなりますと、この法案を実施することによって、若年労働者は大企業に、さらに、また、合理化によって、ちまたには、うり出された中高年層は中小企業に、しかも、それは低賃金なそういう姿を露出させることになる気がして私はならぬであります。したがつて、私はその辺を心から憂慮いたしますのであります。私が心配いたします点、日本の多くの労働者の諸君もまた私のような危惧を抱いておるわけでありますので、この点についての私の心配が単なる杞憂にすぎないのか。はたしてこの法案なるものが、労働者の身分、生活を守ると称しながら、低賃金という線を脱却できないのかどうか、そういう問題について大臣の所見をただしたいと思います。

○森勝治君 大臣は誠心誠意というふうにおっしゃいました。かつての池田総理大臣は、私はうそを申しませんといつてうそをいわれたわけであります。なくなつた池田さんよりも、私は尊敬する小平大臣のことばを信用したいのです。信

用したさに私はいまのよるな発言となつたわけであります。誠心誠意お答えくださいといふのであります。小平大臣のことばを信用したいのです。信

用したさに私はいまのよるな発言となつたわけであります。私は、一般論として私の気持ちを

としてやめたと、こういうことで、何か隠したものがあるのじやないかというお疑いを持たれたよ

うであります。別段隠したこととしたわけではありませんが、別段隠しことをしたわけではありませんが、私はいまのよるな発言となつたわけであります。誠心誠意お答えくださいといふのであります。私は、一般論として私の気持ちを

としてやめたと、こういうことで、何か隠したものがあるのじやないかといふのであります。私は、一般論として私の気持ちを

としてやめたと、こういうことと、何か隠したものがあるのじやないかといふのであります。私は、一般論として私の気持ちを

としてやめたと、こういうことと、何か隠したものがあるのじやないかといふのであります。私は、一般論として私の気持ちを

としてやめたと、こういうことと、何か隠したものがあるのじやないかといふのであります。私は、一般論として私の気持ちを

としてやめたと、こういうことと、何か隠したものがあるのじやないかといふのであります。私は、一般論として私の気持ちを

がしてならぬのであります。したがいまして、この点について大臣のお考えをただしたい。局長、だいぶ御答弁をお急ぎのようなそぶりに見えますけれども、五十項目くらい局長に十分用意してござりますですから、後ほどとくとひとつ御答弁をわざわざしたいと思います。

○國務大臣(小平久雄君) 御質問の第一点は、最賃制に触れてないじゃないかと、こういう点であると思ひますが、最賃制が重要であることは申すまでもございません。この点につきましては、これまで、かねがね当委員会におきまして何回か御答弁申し上げておるところでございますが、先生御承知のとおり、現行最賃制はどうも本物ではない、あるいはILO条約にどうも合致しないのじやないか、こういった御議論もおありでございましたので、昨年八月以来、中央最賃審議会に将来の最賃制について御検討を現に願つておるのであります。私どもは、最賃審議会が三十八年に答申されましたところによりますと、四十二年度以降の最賃制については基本的に検討をすべきだと、こうみずからおつしやつておられるところからいたしまして、四十二年度以降の最賃制については新たなる御答申をいただい、それがまたILOの条約にも適合するものであつて、世間一般からも御納得いただけるようなりつけな答申を得られたものと実は期待をいたしておるわけでございました。答申がいただけますならば十分それを尊重して、それはそれとして、この立法措置なりその他の施策を十分講じてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

それから、第二に、社会保障制度のこと触れ

ておらぬじやないか、こういうことでございま

す。もちろん労働者諸君の生活の安定なり向上な

りといふものが、単に労働政策だけで、あるいは

特に雇用政策だけで、それだけで十分にいくとは

私はもちろん考えておりません。しこうして、社

会保障の制度といふのがきわめて重要であるこ

とはあらためて申し上げるまでもないでござい

ます。が、当面のこの法案は、申し上げるまでも

がしてならぬのであります。したがいまして、この点について大臣のお考えをただしたい。局長、だいぶ御答弁をお急ぎのようなそぶりに見えますけれども、五十項目くらい局長に十分用意してござりますですから、後ほどとくとひとつ御答弁をわざわざしたいと思います。

○國務大臣(小平久雄君) 御質問の第一点は、最

賃制に触れてないじゃないかと、こういう点であ

ると思ひますが、最賃制が重要であることは申す

までもございません。この点につきましては、こ

れまた、かねがね当委員会におきまして何回か

御答弁申し上げておるところでございますが、先

生御承知のとおり、現行最賃制はどうも本物では

ない、あるいはILO条約にどうも合致しないの

じやないか、こういった御議論もおありでござい

ますので、昨年八月以来、中央最賃審議会に将来

の最賃制について御検討を現に願つておるのであ

ります。私どもは、最賃審議会が三十八年に答

申されましたところによりますと、四十二年度以

降の最賃制については基本的に検討をすべきだ

と、こうみずからおつしやつておられるところか

らいたしまして、四十二年度以降の最賃制につい

ては新たなる御答申をいただい、それがまたI

Lの条約にも適合するものであつて、世間一般

からも御納得いただけるようなりつけな答申を得

られたものと実は期待をいたしておるわけでござ

いました。答申がいただけますならば十分それを尊

重して、それはそれとして、この立法措置なりそ

の他の施策を十分講じてまいりたい、かのように考

えておるわけでございます。

それから、第二に、社会保障制度のこと触れ

ておらぬじやないか、こういうことでございま

す。もちろん労働者諸君の生活の安定なり向上な

りといふものが、単に労働政策だけで、あるいは

特に雇用政策だけで、それだけで十分にいくとは

私はもちろん考えておりません。しこうして、社

会保障の制度といふのがきわめて重要であるこ

とはあらためて申し上げるまでもないでござい

ます。が、当面のこの法案は、申し上げるまでも

なく、雇用対策、これを主としたと申しますか、

これがねらった法案でござりますので、あらため

てこの社会保障制度云々には触れておりません。

しかし、いま申すとおりの基本的な考え方からい

てこましまして、労働者といたしましても、もちろん

これが担当の役所である厚生省とも十分連絡をと

りまして、社会保障の充実という方向に御善処を

願うということには十分努力をいたしてまいりた

い、かように考えておるわけでござります。

○森勝治君 私が後段で質問した点についてはや

や答えられたごとく、ほとんど無視されたごとき

おことばのようによるべきであります。具体的な

御答弁がなされておりません。まあことさら避け

ておられるのは、私がここであえて申し上げたい

のは、具体的なそういう私申し上げた法案の中

に、不完全雇用の解消とか、そういう問題が具体

的に盛られておりません。まあことさら避け

ておられるのは、私がここであえて申し上げたい

のは、いまも申し上げましたように、今度のこの法

案を見ましてもおわかりになりますように、現行

の職業安定法や職業訓練法において定められて

いるような内容と重複する傾きの中身がたくさんあ

るよう見受けられるわけであります。ことさ

らにこのよに総合的にまとめたねらいといふも

のは一体どこにあるんだろうか。私は、ここに需

給計画に基づいた職安行政の持つ流動化をはかる

う、流動化促進のためにその権限を強く行使しよ

う、こういう意図がこの法案の裏に隠されている

せぬか、こういう疑問を多分に持つものであります

。具体的に申し上げますならば、低賃金雇用で

も強制的に、すなわち失業者を職安の指示で無

理にでも就職させることができる、こういう法案

の意図する内容のような気がしてならないのであり

ます。ですから、この点も單なる私の杞憂にすぎ

ないのかどうか、これはひとつ基本的な問題であ

ります。が、大蔵からお答えをいただきたい。

○國務大臣(小平久雄君) 第一点は、この法案に

おいて、職業安定業務なり、あるいは訓練なり、

かのように考えておるわけであります。

そういうものについてうたつておるが、そういう

ことは何か権限を強化する意図ではないかと、こ

ういう御心配かと思ひますが、決してさよならな意

思はないのでござります。この法案中に、確かに

職安関係なり、あるいは訓練関係のこともうたつ

てござりますが、実はこういたしますことによつ

が、しかし、十分努力はいたしてまいつておるゝとだけはひとつ御了承いただけののではないかと思ひます。しこうして、今後におきましても、もちろん労働省としましても、これらの問題についてでは十分従来以上に努力をいたす覚悟でございまするし、今度の法案を通じまして、雇用対策全般について、特にこの雇用対策基本計画を中心にして、政府全体が一体となつてこの問題と取り組もうと、こうふうとなんでござりますから、その辺のこの政府の決意というもののひとつ御了承を願いたいと、かように考えるわけでございま

（採用者）眞慶省の局長が何とかお急ぎたるうえでありますので、私も遠慮いたしまして、一点質問をしたいと思うのです。

盛んに行なわれ、それから所得倍増計画、これは私は税金倍増などとあだ名をつけて申します。過言でございましたらひらに御容赦をお願いして、これから質問をしたいと思うのであります。なるほど事業主の資産は三倍にふえて、生産は二倍から一・七倍にも上がったが、労働者の賃金はほとんどなんどんふえたけれども、さて、それならば東京近郊の例をべつ見してもわかりますように、何々工場敷地などといって、燃くべき広大な土地が雑草のお茂るままになつておる。通産省がどのようないい指導をされておるか知らぬけれども、このことは、たとえば労働力の人的資源の確保の問題についてもこの計画の中で十分おやりになつておるようになりますし、ところが、さて通産行政は通産行政で、私どもの目から見れば、かつては工場を許可し、そんならそこに工場ができるかと思えば、三年も五年も放置されてしまう。片や、拡大された生産工場においてはフル操業がはなしでなされておるであらうか、なされていないところがたくさんあります。設備投資はしたけれども、遊休施設、こういう姿が散見されます。はなはだ美しい工場におきましては操短をしている、いわゆる

る時間短縮の作業をしているような現状であります。しかも、通産省のこうした産業振興の姿は、通産行政の場においてまっしぐらに走り、労働行政は労働行政で別の角度からこれを追つかける、いわゆる需要と供給のアンバランスが生まれてきております。計画倒れという問題もあるであります。もちろんこの中には企業者の力量の問題もあります。したがいまして、お急ぎだそ�でありますから、私はあまり多く語りませんけれども、衆を収奪する思想がその根底を流れる限り、日本の働く者の生活の向上はあり得ないと私は思うのであります。したがいまして、お急ぎだそ�でありますから、私はあまり多く語りませんけれども、こうした三十六年以降おびただしい数にのぼるところの工場の激増、設備投資というものがはたしてどの程度操業されておるのか、通産省の計画と現実は一体どうなされておるのか。さらに、また、これから一体どう対処されようとしておるのか。私どもが心配いたします点は、先ほど私が労働大臣に質問を申し上げましたから、局長お聞き及びでありますしょうけれども、設備投資やオートメーション化によって工場、事業場の合理化が促進され、働くにない手といふのは若者、いずれの大工場、大企業も若い人たちを望みます。何と申しますならば、最近の機械といふものは、従来の機械ですと人間が使いやすいようにそれぞれの向きで設計をするのでありまするが、最近は、ややもすると人間の条件を無視して、機械に人間の体質を当てはめよう、こういう姿が随所に見られるわけであります。そうなりますと、中高年齢層にはそうちした転換はききません。ここに工場、事業場が合理化によって中高年齢層をちまたにほり出す具体的な事象といふものがあらわれてくるわけであります。労働省もせつかく中高年齢層の完全就業ということで盛んに骨を折つていただいておりますけれども、一体こういう問題についても通産省はどうお考えになつておられるのか。設備と労働力の問題、もちろんわが国の産業を興隆するのには人的資源の供給が全きを得なければその所期的目的に到達することができないことは先刻御

○政府委員(熊谷典文君) まず、御質問の第一点の、設備はつべつたが、最近の稼働率はどうなつておるかという御質問でございますが、これは御承知のように、個々の業種によつて非常に違いますので、非常に大数的なことを申し上げて恐縮でございますが、全般的な平均的な数字を申し上げますと、現在のところ、設備能力に対し、平均的に見ますと七五%程度の稼働ではなかろうかと、かように考へております。もつとも、最近景氣も、御承知のように、だんだん回復してまいりましたので、八〇%か八五%というのもござりますが、そういう七五%程度が普通ではなかろうかと、かように考へます。なお、設備能力をフルに動かす状況というのはあまりないわけでありますと、通常の操業度といいますのが大体九〇%といふのが過去の実例でございますので、まだ現在の設備能力からいいますと、需要は一五%ずつぐらい追いついでいる、それだけ遊休設備があるということが率直に申し上げて言えるかと思うのであります。

そこで、今後どうするかといううのが第二の御質問であろうかと思いますが、先般藤田先生の御質問にもお咎え申し上げたと思ひますが、確かに從来、物はつくれば売れるんだ、とにかく物の生産の面から経済を考える。まあこれは高度成長の過程において、ややともすればそういう弊害があつたわけであります。これはわれわれをいたしましても産業界をいたしましても、厳に反省をしなければならない問題だと、私は率直に申し上げて、考えております。といひますのは、やはり生産といひますのは、需要があつて生産するという形でないと、やはり健全な経営といふものもできませぬし、力のある経済発展といふものもできないわけであります。したがつて、需要をどうしてつくるかという問題でございますが、この点については、日本経済は輸出関係に依存しておりますので、

輸出の恒久的發展ということも一つの問題でございました。それと同時に、やはり先ほど來問題がございましたように、所得水準をできるだけ高めで、しかも、やはり地方の所得を高める、それで需要を喚起していく、それで經濟がバランスのとれた形で發展していくことがやります。私は大事だらう、かように考えております。そういう意味合におきまして、最近の通産行政におきましては、いたずらな設備投資というものは慎んでもらいたいということでおきまして、産業資金部会におきまして各業界と話し合いまして、過剰な設備のあるところは設備投資を御遠慮願いたいということでお話し合いを進めておるわけであります。幸いにして、産業界のほうもそういう自覺のもとに進んでおりますので、先ほど御質問ございましたが、本年度の設備投資というのは、昨年より極端には減つておりますが、やや減つております。例年でござりますと、經濟の伸びに応じて一割程度伸びるのが通常でございますが、むしろ減つております、こういう状況でござります。

それから、第三点の、今後經濟がやはり合理化していく、大規模化していく、あるいは近代化してきた場合には、中高年齢層が外に吐き出されるのではなかろかという御指摘でございますが、御承知のように、日本の産業構造というものが世界の状況においてどんどん変わつてしまつております。率直に申し上げますと、低開発国との関係を考えますと、やはり日本はどうしても重工業化という方向に進んでおります。そういう面で、やはり設備の大規模化とか近代化という面が進んでおります。率直に申し上げますと、低開発国との関係を考えますと、やはり日本はどうしても重工業化たしましては、繊維とか、あるいは雑貨というものの輸出といいますか、そういうものは、またくふうをすれば相当伸びる産業でございます。したがいまして、すべての産業構造がそういうように機械化されて、とにかく技術のない人とか、あるいは年を少しどった人は全部職場から追い出されると、いう産業構造にはならないと思います。私どもいたしましても、雑貨工業なり繊維工業とい

うものはいま相当苦吟はいたしておりますが、これはやはりりっぱに日本の輸出産業として育てたといふ念願は持つておるわけでございます。私は、産業構造が変わります過程において、やはり後への移動というものは起きてまいらかと思ひますが、施策のよろしきを得れば、さらに先ほどお話をございましたように、労働者あたりのこういう案に盛られておりますような対策と通産省の対策がマッチしていくまでは、私は必ずしも先生のおつしやいましたような御懸念はない、また、そういう御懸念のないようになることがわれわれの役目である、かよらな感じを持つておるわけであります。

○森勝治君 婦人局長お見えですか、ちょっとお伺いしてみたいと思うのですが、御承知のように、当委員会で雇用対策法のいま審議を続行中であります。この法案の趣旨とするところは、働く人々に安心して働く場を与える、こういう趣旨でつくられたというふうに大臣は説明をされ

ておるわけですが、最近各職場における動きは頗著であります。先ほど藤田先生も言及されましたとえば地方公共団体におきましては、有夫の女子は三十歳に到達しますと退職、こういう動きは頗著であります。先ほど藤田先生も言及されました五十五歳説といふものとの地方公共団体の中でも論議がかわされれている現実の姿をわれわれ見のがすわけにはまいりません。戦後、男女平等ということ、せつかく女子が男子に伍して対等の場において産業の第一線に立つて、そして文化奮闘されているにもかかわらず、職場が、いま中高年層の縮め出しと同様に、婦人をこれら働く場から縮め出そうといふ動きが全國的に顕著であります。したがつて、私はこう考へ方に反対をいたしましたがゆえに婦人局長に質問をするわけであります。

けとめ、どう対処されるおつもりなのか、ひとつお伺いしたい。

お伺いしたい。

○政府委員(高橋辰子君)

婦人が職場から縮め出

されています

の労働者の数は逐年増加を続けておりますことは

御存じのこと

であるかと思

います。で、ここ数年

はいわゆる不況の延長もございまして、やや増加

率が停滞いたしましたよう

がございますが、全体を通じてお

りますと、過去十年間に婦人の労働者の数は二倍

になりましたが、ます、数字の上で見ますと、女子

の労働者の数は

続

けておりま

すことは

ございましたが、まず、数字の上で見ますと、女子

の労働者の数は

続

であります。これは雇用対策法案ということでありますが、これは雇用対策法案といふことであります。どうも当初労働省で起草いたしましたのは雇用基本法ではなくらうかと思うのであります。私の推察では。それがこのように形を変えてしまふことはをもつてしまするならば、当面を翻案する法案のような気がしてならぬわけであります。しかし、こういう問題につきましては、すでに全国知事会でも反対の意向を表明されたやに聞いておるわけであります。一体そういう市町村、自治体の公的な会合において、どういう立場で反対され、この点についてどういう点がだめだというのか、ひとつおわかりでしたらお聞かせ願いたい。

○國務大臣(小平久雄君) 労働省としては、最初雇用基本法ということで考えておったのではないからと、こういうお尋ねでござりますが、最初こういった法案を出すについて、全体として、法案の名称としてどういうことがいいであろうかといふようなことで、いろいろな案が出たことは事実でございます。しかし、別段労働省として、基本法と、こういうことで出そら、こうきたことは実はないであります。新聞等に雇用基本法といったような名称で報道されたことも多少ございまして、そういうことを労働省自体がきめたといふことは実はないでございます。いろいろ検討いたしました結果、やはり今回のようく雇用対策法といふことが、法案の内容からいたしまして最もふさわしいのではなかろうか、こうしたことで雇用対策法ということに最終的に決定をいたしたようなわけでござります。

それから、知事会のほうの関係でございますが、知事会からも実は積極的に反対と、こういう意向ではなかつたのでございまして、ただ、何と申しましても、雇用対策をやると、こういうことになりますと、地方自治体との関係も、これは特に都道府県の段階についていろいろ関連がござりますので、知事さんのほうの意向も十分聞いてくれ、こういうお話をございましたので、この法案におきましてもそれを取り入れまして、雇用対策基

本計画をつくるにあたりましては、知事さん側の意見も聴取するということを法文上も明らかにいたしたわけでございまして、このでき上がった法案に対しましては、別段知事会から反対といったような意見は聞いておりません。

○森勝治君 先ほども若干触れましたが、この法案の内容を見ますと、何も事新たに雇用対策法などいろいろものを提案せざとも、職業安定法、職業訓練法等と、雇用の各種法規によってこの種のものは実施できるのではないかと私は思うのですが、その点はどうですか。

○國務大臣(小平久雄君) さきにも申しましたが、この法案の中に職業安定の関係やら、あるいは職業訓練の関係やらうたいましたが、このことは、やはり雇用対策というものを総合的に系統的に行ないますためには、職業安定業務、あるいは訓練といふもの、これに対する国の責任といふものをやはりこの際明確にし、これを積極的に規定するということが、やはり法の体系上から申しましても適当である、こういう観点から、ここにこれらの点も触れて規定をいたしたような次第でござります。

○森勝治君 先ほど私の質問の第三点で触れたのありますけれども、この法案の目的は労働者の職業の安定ということあります。そうなれば経済的、社会的地位の向上のための労働条件の完備ということともこの法案の中で盛られなければ抜本的な対策にはならないだろう、私はこう思ひのでありますけれども、先ほど私が申し上げましたように、この内容では、いわゆる最賃制の確立もうたってなければ、不完全雇用の解消も解消されない、いいですか、失業者の生活の保障も含まれてない。ですから、もちろん社会保障の拡充などといふものには、はなはだ縁が遠いわけでありますが、当然これららの措置はこの法案の中に盛られてしかるべきだという私は考へを持つのでありますけれども、大臣はなぜこの法案の中に労働条件の向上のための諸施策といふものを包含しなかつたか、盛り込まなかつたのか、この点についてお伺

いしたい。

○國務大臣(小平久雄君) この法案は、法案の名稱それ自体が表現しておりますように、直接的には、この雇用対策といふものを通じてこの第一条に掲げておりますような目的を果たそう、こういうことでございます。したがつて、賃金を初めとする労働条件の関係につきましては、先生も万事御承知のとおり、労働基準法なり、あるいはさきにも申し上げました最賃法なり、そういう一連の立法によりましてそれぞれ規定をいたしておるところでございますからここに取り入れなかつたわけでござりますし、あるいは、また、この社会保障の問題につきましても、これもさきに御説明申し上げたとおりの事情でこの法案に取り入れなかつたのであります。しかし、いずれにいたしましても、第一条で示しておりますように、この本法の最高のねらい、目的といふものは「労働者の職業の安定と經濟的社會的地位の向上とを図る」ということが直接の目的でありますし、それを通じて「國民經濟の均衡ある發展と完全雇用の達成とに資する」と、こういうことでござりますから、私どもは、この法案にいま先生の御指摘のよなことがうたつてないにいたしましても、これらのものも十分あわせ考えまして、全体として雇用の安定なり促進なり、あるいは、また、労働条件の向上なり社会保障の充実なり、そういう面については十分意を配つて努力をいたす、こういう決意でおるわけでござります。

○森勝治君 現在、炭鉱の離職者、駐留軍關係の離職者、港湾労働者、それから失対事業に働く労働者等には特別援護措置という方法が講ぜられておるわけでありますが、この法案の意図するところは、それら特別援護措置といふものを解消する意圖に基づいてこの法案を出されたのか、その反対に、それらの援護措置を拡充する一助としてこの法案を用意されたのか、この点をひとつ明らかにしていただきたい。

○國務大臣(小平久雄君) いま先生の御指摘のよな問題のありますするその雇用關係と申しますか、

労働関係につきましては、特別の援護措置をそれぞれ法律等も用意いたしましてやつておるわけでございまして、これは今度のこの雇用対策法がでございましたと解消するのかということをございますが、決してさようなことは考えておりません。むしろ今度の法案は雇用対策というものを一般的に掲上し、これをやろうといたしておるわけでございまして、むしろこういう一般的な考え方を基礎として、さらに従来存しました援護法につきましても、われわれとしてはこれを逐次改善充実していく、こういう方向に当然まいるべきものである、かように考えております。

Digitized by srujanika@gmail.com

りまして、職業転換関係について訓練等を充実するとか、諸種の給付を新たに設けるとか、そういうことによつて十分この援護をいたしていこう。こういうことでござりますから、そういう施策を通して不況から受けける労働者の被寄といふものを最小限度には少なくとも食いとめていく、こういう効果は私はあると思います。しかし、いま申しますとおり、これが不況対策といふ立場からの法案ではないことは、これはもう率直に申してそういうことでござります。

か、使用者との申しますか。この社会的な責任といふものが、私は、時代とともに非常にもう変わつてきているし、また、それをぜひ企業者の各位には認識もし、また、実際にも移してもらわなければならぬ、こういう考え方を持っておられます。したがいまして、不況のこの切り抜け策として、その是正をもっぱら労働者に求めるといふような安易な態度というものは、これはぜひ試験をしてもらいたいということをあらゆる機会に申しておるのであります。また、新聞紙上等によってすでに御承知いただいていると思いますが、私は、特にそういう面につきましては、直接この産業の所管省である通産省と、われわれ労働省とが行ないますこの行政といふものが従来以上に密接な関係を持つていかなければならない特に働く者の立場といふものを産業政策の上からも十分これ地からいたしまして、先般労働省と通産省の幹部によりまして第一回の会合も持つてもらいました。労働省はかく考えておるということを十分通産省にも伝え、通産省も労働省の意のあるところを十分理解くださった。このことは、単に事務当局だけではなく、実は三木大臣とも数次にわたつて話しておるのであります。三木大臣も非常な理解を持って対処をしてくださるということをじかじか私は伺つておりますので、今後労働行政と、いうものと通産行政といふものが、従来以上に、相携えて労働者の立場といふものを十分尊重した方向において通産行政も進められるものと期待いたしております。今後も引き続いてこういったことをやつしていくつもりであります。

第二点は、昨年の十一月に、同じく審議会が答申した第七号をもつていたしましたものとの事項の中で、大臣は全面的に取り入れられたとおっしゃつておるけれども、たとえば児童手当の検討、高齢者への社会保障の問題、家内労働対策の問題、さらには社会保障適用の問題、こういう問題は、いずれも答申案の内容に盛られた重要な中身ではなからぬかと私は思うのであります。おそらく大臣の大幅という、全面的ということとは、ちょっととなどみが薄いような内容のような気がしてなりません。それならば全面的ではなくして、ごく小部分に限り取り入れたというならば、私も大臣の答弁を了と/orする、衷情を了とするところでありますけれども、全面的に取り入れられたと言つて、労働者はたまたまものではない。したがつて、この点でも率直にお答えをいただきたい。

○國務大臣(小平久雄君) 提案理由の説明の中で、雇用対策審議会の答申を全面的に取り入れた、かく申し上げましたのは、直接には昨年いたしました第八号答申のことを実はさしたのでござります。この点につきましては、この法案自体は、もともとこの八号答申を基礎にしてつくつたのであります。さらに法案の形ができるまでに、その大綱につきまして雇用審議会に再度おはかりをいたして、御同意を得て、また、その御注意を尊重して最終的な決定をいたした、こういう意をござります。

また、御指摘の児童手当の関係等につきましては、私どもいたしましては、これがなるべくすみやかに実施されることを厚生省当局にも実はお願いをいたしておるのであります。従来、言うまでもなく、わが国の賃金制度として家族手当といふものではないのじやないかといふ実は私も気がいたしております。そういう考え方からいたしましても、すみやかに児童手当といふようなものを、こ

望ましい、私はかよら考へてゐるわけであります。その他老齢者の関係等につきましては、たゞいそは厚生省の関係において実施してもらつたことがあります。それは労働省の所管でございますが、これは先般御審議を願ひます。して、労働省に審議会を設置して、法的措置を含んで、今後これに対する施策を拡充いたします。こういう方針で臨んでいるわけでござります。なお、社会保障一般のことにつきましては、先ほど来申したとおりでござります。

なお、雇用審議会の答申との関係につきましては、詳しく述べ局長から御説明申し上げます。

○政府委員(有馬元治君) 御指摘の雇用審議会の答申は、最初三十四年に完全雇用答申、いわゆる第二号答申が出来まして、それから昨年の暮れに七号答申が出来ました。これが審議会の答申でござりますが、この二つの答申の中で、直接的には昨年の暮れに出ました七号答申を受けて、この趣旨をこの法案の中に盛り込んだわけでござります。その際に、この七号答申を受けて法案を作成したのでございますが、この考え方について、さらに審議会に諸問をいたしまして、その答えが八号答申になつて出てきたわけでござります。したがいまして、八号答申を全面的に尊重するということは、この七号答申の不備な点を八号答申を尊重することによって修正した、こうしたこととに相なるわけでございまして、最初に御指摘がありましたように、完全雇用答申の第二号答申も、この法案の考え方といったまでは、答申を尊重して作成いたしましたのでございますが、その詳細については、具体的にいろいろな個所で二号答申を尊重いたしておりますので、また御指摘がございましたら各論述されたのでござりますが、その詳細については、具体的にいろいろな個所で二号答申を尊重いたしてできるだけ尊重しているという点においては御理解をいただきたいと思います。

○森勝治君 できるだけということとは見解の相違で、一つでもできなければみだめなんですかからそういうのではお答えとして私はいただけない。理解をいたさきたいと思います。

られてない、あるいはまた、この人たちが非常にみじめな状態に置かれておる、こういふようなことも実際においてあるわけであります。あるいは、また、この中高年の失業者に対する就職の促進措置なんかがとられて、低額ではありますけれども、与えられておるわけであります。これが生活保護を受けている人たちは差つ引かれているような現状がある。こういふように、失業者は、あるいはまた、この失対従事者に対しては、いまのところ非常に手が差し伸べられないわけではありません。いまあげたのは二、三の例であります。ですが、いまこういふような状態のままでこうした法律が適用され、しかも、そのしわ寄せがこういう人たちのところに大きくなるということが非常に不満を持たれておる根本ではなくからうかと思ふのであります。そういう点についてひとつ詳しく御説明を願いたいと思います。

ダ！そうち言つてはあれですが、非常に苦しい生活に追い込まれておられる人たちに対しての手厚い措置をせずして、そして非常に法律そのものがこの労働人口を自由に調整し、あるいは、また、流通させていくといふ形で非常に不安全感を増すということは非常にまずいことだと思います。特に最貧の問題、先ほど森委員からも指摘がありましたけれども、特に私はここに考えてもらいたいことは、そういうふうな方に對しての特に厚い配慮をしながらこの法を運用していくということが必要であろうと思うわけでありますので、特にその点を強調して私は関連の質問を終わります。

○國務大臣（小平久義君）先生の御意見はよく拝聴いたしました。ただ、私どもいたしましては、この雇用対策法案が成立をいたしますならば、雇用対策のいわば国の全体の政策の中における位置づけと申しますか、そういうものの自体が私は從来にも増してずっと重要度を加えてくる、こういう姿に少なくとも私はしなければいけません、また、なると、かように確信をいたしているのであります。そういうことを背景にいたしまして、いま御指摘のようならむちの問題についても、これが内容の充実等も一そら少なくとも推進されやすくなると、私はさように信じておるわけであります。

○森勝治君　もう時間がだいぶ経過いたしましたので、逐条質問をしたい。条文の内容に入りたいと思いましたが、時間の関係上、きょうはこれから一点だけ全体的な質問をいたしますと、どうも気願えますならば、後日あらためて第一条から質問に入りたいと思うのです。

そこで、先ほどの統計をお伺いしたいのですが、まあ日本の国情に照らしてもう少し検討して、批准が適当と思えば批准をいたしますと、どうも氣に食わないと思えばのらりくらり延ばします、こういうふうに受け取れるような御答弁と私は考えたのであります。そういうことは想定であります。

大臣の答弁や局長の答弁の中で、どうも一体労働大臣や担当局長は ILO 条約というものをどうお考えなさつておられるのか、勧告の内容についてどういろいろに理解をされておるのか、お伺いをしてみたいと思うのであります。たとえば賃金を決定しておられる場合には、労使対等の立場において賃金を決定しない、こういうふうにこれはなつておることはない日本の労働法をひもとくまでもございません。ところが、いま労働省が最賃制と称するものは、われわれは、これを先般来、明らかに業者間協定といふふうに悪口を言うておるわけでありますけれども、これは労働者側の発言といふものを何らかのなかで取り上げられない、文字どおり、一方的な使用者の立場で賃金をきめてしまつ。私は、こういう点に日本労働者に対する政府や資本家の思想的な背景といふものを見のがすわけにはまいりません。この点については先般も言及したところであります。きょうは多くを語りませんけれども、ひとつ ILO 条約の勧告について、一体所管大臣として、また、担当局長として、尊重されるといふことは当然いただけるだろとは思つたけれども、そういう抽象的なものでなくして、積極的にどうおやりになるのか、ことばてしまわられるのか、その辺のこととをひとつ十分御答弁をいただきたい。

雇用対策法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

卷之三

卷之三

置法
(昭和二十四年法律第百

を次のよう改正する。

卷之三

二号の八の次に次の二号を加

重用対策法

唐宋文獻卷之二

に基づいて、雇用対策基本

成し、及び職業転換給付金の

四
三
二
一
〇

卷之三

五号を次のよう改める。

諸の募集に關し、その時期、

卷之三

について制限すると」と

第一号を次のように改める。

卷之三

られてない、あるいはまた、この人たちが非常にみじめな状態に置かれておる、こういふようなことも実際においてあるわけであります。あるいは、また、この中高年の失業者に対する就職の促進措置なんかがとられて、低額ではありますけれども、与えられておるわけであります。これが生活保護を受けている人たちは差つ引かれているような現状がある。こういふように、失業者、あるいは、また、この失対従事者に対しては、いまのところ非常に手が差し伸べられないわけではありません。いまあげたのは二、三の例であります。ですが、いまこういふような状態のままでこうした法律が適用され、しかも、そのしわ寄せがこういう人たちのところに大きくなるということが非常に不満を持たれておる根本ではなかろうかと思ふのであります。そういう点についてひとつ詳しく御説明を願いたいと思います。

ダ！そうち言つてはあれですが、非常に苦しい生活に追い込まれておられる人たちに対しての手厚い措置をせずして、そして非常に法律そのものがこの労働人口を自由に調整し、あるいは、また、流通させていくといふ形で非常に不安全感を増すということは非常にまずいことだと思います。特に最貧の問題、先ほど森委員からも指摘がありましたけれども、特に私はここに考えてもらいたいことは、そういうふうな方に對しての特に厚い配慮をしながらこの法を運用していくということが必要であろうと思うわけでありますので、特にその点を強調して私は関連の質問を終わります。

○國務大臣（小平久義君）先生の御意見はよく拝聴いたしました。ただ、私どもいたしましては、この雇用対策法案が成立をいたしますならば、雇用対策のいわば国の全体の政策の中における位置づけと申しますか、そういうものの自体が私は從来にも増してずっと重要度を加えてくる、こういう姿に少なくとも私はしなければいけません、また、なると、かように確信をいたしているのであります。そういうことを背景にいたしまして、いま御指摘のようならむちの問題についても、これが内容の充実等も一そら少なくとも推進されやすくなると、私はさように信じておるわけであります。

○森勝治君　もう時間がだいぶ経過いたしましたので、逐条質問をしたい。条文の内容に入りたいと思いましたが、時間の関係上、きょうはこれから一点だけ全体的な質問をいたしますと、どうも気願えますならば、後日あらためて第一条から質問に入りたいと思うのです。

そこで、先ほどの統計をお伺いしたいのですが、まあ日本の国情に照らしてもう少し検討して、批准が適当と思えば批准をいたしますと、どうも氣に食わないと思えばのらりくらり延ばします、こういうふうに受け取れるような御答弁と私は考えたのであります。そういうことは想定であります。

大臣の答弁や局長の答弁の中で、どうも一体労働大臣や担当局長は ILO 条約というものをどうお考えなさつておられるのか、勧告の内容についてどういろいろに理解をされておるのか、お伺いをしてみたいと思うのであります。たとえば賃金を決定しておられる場合には、労使対等の立場において賃金を決定しない、こういうふうにこれはなつておることはない日本の労働法をひもとくまでもございません。ところが、いま労働省が最賃制と称するものは、われわれは、これを先般来、明らかに業者間協定といふように悪口を言うておるわけでありますけれども、これは労働者側の発言といふものを何らかのなかで取り上げられない、文字どおり、一方的な使用者の立場で賃金をきめてしまつ。私は、こういう点に日本労働者に対する政府や資本家の思想的な背景といふものを見のがすわけにはまいりません。この点については先般も言及したところであります。さうは多くを語りませんけれども、ひとつ ILO 条約の勧告について、一体所管大臣として、また担当局長として、尊重されるといふことは当然いただけるだろとは思つたけれども、そういう抽象的なものでなくして、積極的にどうおやりになるのか、ことばてしまわられるのか、その辺のこととをひとつ十分御答弁をいただきたい。

（因習もございまして、あるいは、また、一面に
いては、条約そのものの解釈等についても必ず
も明確でないという面もある。こういったいろ
んな事情からして、すべてを直ちに批准すると
うことにもいかない、こういう事情にあること。
先生すでに御承知のとおりでございます。しかる
いすれにいたしましても、原則としては、冒頭
し上げましたとおりの心がまえで今後もいろいろ
の面で努力を払つてまいりたい、かように考え
おります。

○理事（藤田藤太郎君） 他に御発言もなければ
本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ
おきます。

次回の委員会につきましては委員長に御一任
いたいと思いますが、よろしくござりますか？
それでは、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

千葉県に対して交付することが必要とされる。

第一八八二号 昭和四十一年六月十日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 富山県東砺波郡庄川町天正 石黒
為次外二十一名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一八八三号 昭和四十一年六月十日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 岡山県久米郡柵原町久木 大端義
衛外四十三名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一八八四号 昭和四十一年六月十日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 京都市北区紫竹高麗町一 塚脇
茂男外六十一名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一九二〇号 昭和四十一年六月十三日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢町一ノ二九深
沢住宅W Aノ二八 伊藤千恵子外二十三名

紹介議員 山本 杉君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一九二一號 昭和四十一年六月十五日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 烏取県米子市和田町一、六九三ノ四
山口春雄外二十一名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一九八〇号 昭和四十一年六月十六日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 東京都文京区大塚四ノ三四ノ九
森木啓子外二十名

紹介議員 山本 杉君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一九八一号 昭和四十一年六月二十日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 富山県黒部市石田新七三七 篠崎
久成外四十三名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一九八二号 昭和四十一年六月二十日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂三ノ三〇ノ五
賀来昭一郎外百九十五名

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一九八三号 昭和四十一年六月二十日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 茨城県猿島郡岩井町一、八九一
滝川実外百四十七名

紹介議員 山本 杉君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一九八四号 昭和四十一年六月十日受理
元戦犯の一一部及び同刑死者の遺族に対する特別措置に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋通三ノ三広瀬
ビル五階安井事務所内社団法人全
国戦争犠牲者援護会会長 清瀬一郎

紹介議員 追水 久常君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

元戦犯関係者に対し、左記の特別措置を講ぜられたい。

一、元戦犯の一部に対する特別給付金の支給
のない者に対しては、その拘禁期間（未決拘留期間を含む）に応じた特別給付金を支給すること。所要経費は、該当者約四百人、拘禁期間平均五年であるから、一年につき五万円とすれば、総額約一億円となる。

二、戦犯刑死者遺族に対する慰めのため特別弔慰金を支給すること。所要経費は、刑死者約千人であるから、一柱につき十万円とすれば、総額約一億円となる。

理由

一、本件については、本会が多年要望しているが、まだ実現を見ない。

二、元戦犯の一部に対する特別の給付金支給について
国内法との均衡上、補償は恩給資格等の有無にかかわらず、全戦犯者のため要請すべきものであるが、諸般の事情を勘案し特に恩給資格のない一部の者だけに限定した。

三、戦犯刑死者遺族に対する特別の弔慰金支給について
戰後の苦しかつた心情に対し他に感謝の方法がない。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 新潟市古町通八番町新潟県興行環境衛生同業組合理事長 杉山要平

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第二三三二七号と同じである。

第一九五七号 昭和四十一年六月十五日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 茨城県水戸市市泉町一ノ一ノ二〇茨城県クリーニング環境衛生同業組合理事長 池田正作外二十三名

紹介議員 郡 城県クリーニング環境衛生同業組合理事長 池田正作外二十三名

この請願の趣旨は、第二三三二七号と同じである。

第一九五八号 昭和四十一年六月十五日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 愛媛県松山市畠寺町一〇ノ一愛媛県肉食商業環境衛生同業組合理事長 長 細川善四郎外十九名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第二三三二七号と同じである。

第一九五九号 昭和四十一年六月十六日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市加治屋町一七ノ七鹿児島県理容環境衛生同業組合理事長 長 細川善四郎外十九名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二三三二七号と同じである。

第一九六〇号 昭和四十一年六月十八日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 愛媛県松山市鷲谷町五ノ一三愛媛県旅館環境衛生同業組合理事長 宮崎清治外二十一名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二三三二七号と同じである。

第一九六一號 昭和四十一年六月十八日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 愛媛県松山市鷲谷町五ノ一三愛媛県旅館環境衛生同業組合理事長 宮崎清治外二十一名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二三三二七号と同じである。

一部改正に関する請願

請願者 島根県松江市伊勢宮町五六二島根
県美容環境衛生同業組合連合会

紹介議員 佐藤フミ子

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第二三三二七号と同じである。

第三〇三七号 昭和四十一年六月十八日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 名古屋市中区南武平町一ノ五愛知
県旅館環境衛生同業組合理事長
神谷一英外十六名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第二三三二七号と同じである。

第三〇四三号 昭和四十一年六月十八日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区港南二ノ一九全国
食肉環境衛生同業組合連合会内
菱沼秀吉

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第二三三二七号と同じである。

第三一七七号 昭和四十一年六月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 愛知県岡崎市康生通三ノ五 山本
忠三郎外十五名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二三三二七号と同じである。

第三一七八号 昭和四十一年六月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町二ノ四
全國麺類環境衛生同業組合連合会

紹介議員 鬼木 勝利君

この請願の趣旨は、第二三三二七号と同じである。

第三一八九号 昭和四十一年六月十七日受理

環境衛生金融公庫設置に関する請願（四通）

請願者 福岡県久留米市東町三三三 西村
四郎外三名

紹介議員 黒木 利克君

環境衛生関係営業の実態に即した長期低利な「環境衛生金融公庫」を昭和四十二年度において必ず設立されたい。

理由

今回の国民金融公庫による特別融資の内容は、私たちが要望した条件とは左記の点において相当のへだたりがあり、環営業の実態にそぐわないもので、これによつて環営業の窮状を打開することはまず不可能であつて、根本的解決を圖るために設立された。

環営業は生産企業と異なり設備投資が、ただちに生産の上昇を期待できないので、短期融資では元金の返済が困難であり、従つて返済期間は十年ないし二十五年の長期資金でなければならぬ。

昭和四十二年度において設置することが絶対に必要である。

一、融資総額の大増額を必要とすること。

昭和四十一年融資希望額八千五百億円に対し、このたびの国民金融公庫扱いによる特別融資額は、わずかに二百億円にすぎず、この融資額を各組合員に割り当てるときは、九牛の一毛にもかである。

二、貸付利率が高いこと。
特別融資の利率は年八分四厘で、同公庫の一般貸付利率と全く同率であるが、環営業はその大部分が零細企業者であり、しかもサービス業であるため利潤もきわめて低いだけでなく、生産企業とことなり、早急に資金の回収はできないので、貸付利率はできる限り低利であることを要する。

三、貸付対象に限定があること。

このたびの特別融資については、特定の設備等についてのみ限定し、老朽店舗の改築及び修繕費等については全然認められないが、営業施設の改善もきわめて重要であり、むしろこれらに

多額の融資を必要とする実情からみて営業に関する全般を貸付対象とすべきである。

四、貸付最高限度額が低くすぎるること。

貸付金額はすでに融資を受けている一般貸付を含め六百万円を限度としているが、業界の協業化、企業合同、経営の多角化等を図るため、あるいは従業員宿舎の設置等については相当多額の資金が必要なので、貸付最高限度額の引上げが必要である。

五、貸付期間が短いこと。

環営業は生産企業と異なり設備投資が、ただちに生産の上昇を期待できないので、短期融資では元金の返済が困難であり、従つて返済期間は十年ないし二十五年の長期資金でなければならぬ。

六、すえ置期間が短いこと。

昭和四十二年度において設置することが必要である。

環営業は生産企業と異なり設備投資が、ただちに生産の上昇を期待できないので、短期融資では元金の返済が困難であり、従つて返済期間は十年ないし二十五年の長期資金でなければならぬ。

七、すえ置期間が短いこと。

昭和四十二年度において設置することが必要である。

環営業は生産企業と異なり設備投資が、ただちに生産の上昇を期待できないので、短期融資では元金の返済が困難であり、従つて返済期間は十年ないし二十五年の長期資金でなければならぬ。

八、すえ置期間が短いこと。

昭和四十二年度において設置することが必要である。

環営業は生産企業と異なり設備投資が、ただちに生産の上昇を期待できないので、短期融資では元金の返済が困難であり、従つて返済期間は十年ないし二十五年の長期資金でなければならぬ。

九、すえ置期間が短いこと。

昭和四十二年度において設置することが必要である。

環営業は生産企業と異なり設備投資が、ただちに生産の上昇を期待できないので、短期融資では元金の返済が困難であり、従つて返済期間は十年ないし二十五年の長期資金でなければならぬ。

十、すえ置期間が短いこと。

昭和四十二年度において設置することが必要である。

環営業は生産企業と異なり設備投資が、ただちに生産の上昇を期待できないので、短期融資では元金の返済が困難であり、従つて返済期間は十年ないし二十五年の長期資金でなければならぬ。

十一、すえ置期間が短いこと。

昭和四十二年度において設置することが必要である。

環営業は生産企業と異なり設備投資が、ただちに生産の上昇を期待できないので、短期融資では元金の返済が困難であり、従つて返済期間は十年ないし二十五年の長期資金でなければならぬ。

十二、すえ置期間が短いこと。

昭和四十二年度において設置することが必要である。

環営業は生産企業と異なり設備投資が、ただちに生産の上昇を期待できないので、短期融資では元金の返済が困難であり、従つて返済期間は十年ないし二十五年の長期資金でなければならぬ。

十三、すえ置期間が短いこと。

昭和四十二年度において設置することが必要である。

環営業は生産企業と異なり設備投資が、ただちに生産の上昇を期待できないので、短期融資では元金の返済が困難であり、従つて返済期間は十年ないし二十五年の長期資金でなければならぬ。

第三〇〇一号 昭和四十一年六月十七日受理

環境衛生金融公庫設置に関する請願（五通）

請願者 東京都千代田区神田神保町二ノ四
全國麺類環境衛生同業組合連合会

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇二号 昭和四十一年六月十七日受理

環境衛生金融公庫設置に関する請願（五通）

請願者 東京都新宿区百人町二ノ一五六全
日本美容業環境衛生同業組合連合会

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇三号 昭和四十一年六月十七日受理

環境衛生金融公庫設置に関する請願（三通）

請願者 東京都中央区銀座東三ノ四全国興
行環境衛生同業組合連合会会长

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇四号 昭和四十一年六月十七日受理

環境衛生金融公庫設置に関する請願（三通）

請願者 東京都港区港南二ノ七ノ一九全
河野義一外二名

紹介議員 木村 謙男君

この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇五号 昭和四十一年六月十九日受理

環境衛生金融公庫設置に関する請願

請願者 東京都港区港南二ノ七ノ一九全
食肉環境衛生同業組合連合会内

紹介議員 島村 義雄

この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇六号 昭和四十一年六月二十日受理

環境衛生金融公庫設置に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市旭町一〇六ノ二 三
宅治治外六百三十六名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二六五一号と同じである。

第三〇〇七号 昭和四十一年六月十九日受理

環境衛生金融公庫設置に関する請願

請願者 山梨県大月市大月町三四七 鈴木
利太郎

第七部

社会労働委員会会議録第二十二号 昭和四十一年六月二十三日

【参議院】

二七

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇六号 昭和四十一年六月十七日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願（四通）
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇〇
二全国環境衛生同業組合中央会内

紹介議員 草葉 隆圓君
仲江川武四郎外三名

この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇七号 昭和四十一年六月十七日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願
請願者 奈良県大和高田市西片塙町三〇〇
染井定好

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇三四号 昭和四十一年六月十八日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願（七通）
請願者 東京都千代田区外神田三ノ一〇〇
一〇全国氷雪販売業環境衛生同業組合連合会長
藤原基男外六名

紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇四四号 昭和四十一年六月十八日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願（四通）
請願者 東京都品川区五反田六ノ一九一
大谷敷外三名

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇四四号 昭和四十一年六月十八日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願（四通）
請願者 東京都品川区五反田六ノ一九一
大谷敷外三名

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇四五号 昭和四十一年六月十八日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願
請願者 東京都武藏野市立病院のがん研究に対する追試検討
長野原茅野市立病院のがん研究に対する追試検討

第三〇〇四五号 昭和四十一年六月十八日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願
請願者 東京都武藏野市立病院のがん研究に対する追試検討
長野原茅野市立病院のがん研究に対する追試検討

環境衛生金融公庫設置に関する請願（五通）

請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇〇
二東洋ビル内社団法人全国環境衛生同業組合中央会長 柄倉晴

紹介議員 徳水 正利君
二外四名

紹介議員 徳水 正利君
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇六号 昭和四十一年六月十八日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願（五通）
請願者 東京都台東区竜泉一ノ一三ノ八全
国中華料理環境衛生同業組合連合会内 源川与作外四名

紹介議員 横山 フク君
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇七号 昭和四十一年六月二十日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願（四通）
請願者 東京都港区新橋一ノ五ノ六芝口五
号館四階全国喫茶業環境衛生同業組合連合会内 武山栄一外三名

紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇七号 昭和四十一年六月二十日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願（四通）
請願者 東京都千代田区外神田三ノ一〇〇
一〇全国氷雪販売業環境衛生同業組合連合会長
藤原基男外六名

紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇七号 昭和四十一年六月二十日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願（三通）
請願者 東京都千代田区外神田三ノ一〇〇
一〇全国氷雪販売業環境衛生同業組合連合会長
藤原基男外六名

紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇七号 昭和四十一年六月二十日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願（三通）
請願者 東京都千代田区外神田三ノ一〇〇
一〇全国氷雪販売業環境衛生同業組合連合会長
藤原基男外六名

紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

第三〇〇八号 昭和四十一年六月十七日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願
請願者 東京都品川区五反田六ノ一九一
大谷敷外三名

紹介議員 平泉 清君
この請願の趣旨は、第二九八九号と同じである。

請願者 長野原茅野市立病院の塚原茅野市長

紹介議員 小川 一雄外一名

長野原茅野市立病院の塚原茅野市長
紹介議員 大森 創造君
理由

茅野市で經營する茅野市立病院は、牛山篤夫博士を院長としてがん研究所を併設し、開設以来国費の支援もない中に、牛山研究を理解し、電子顕微鏡、位相差装置、鏡面鏡付超微速度撮影機等の研究施設、研究費に対し、市は今日の地方財政の乏しい中から約一千数百万円にわたり、支援している。

そして、全国有名病院で見放された重態のがん患者が来院、治療成績をあげている。（「再発がんの重症患者に対するS・I・Cの治療率の統計」昭和四十年七月）等添付）

第三〇〇九号 昭和四十一年六月十七日受理
バーテンダーの国家試験実施に関する請願
請願者 石川県金沢市片町二ノ二一ノ三全
日本バーテンダー協会北陸本部内 西金之介

第三〇一〇号 昭和四十一年六月十七日受理
バーテンダーの国家試験実施に関する請願
請願者 東京都中央区銀座西六ノ四榮ビル
全日本バーテンダー協会関東本部内 吉田政吉外二名

第三〇一一号 昭和四十一年六月十七日受理
バーテンダーの国家試験実施に関する請願
請願者 安井 謙君

第三〇一二号 昭和四十一年六月十八日受理
バーテンダーの国家試験実施に関する請願
請願者 大阪市北区曾根崎上一ノ五〇東亜ビル内全日日本バーテンダー協会関西本部内 味村徹

第三〇一三号 昭和四十一年六月二十日受理
バーテンダーの国家試験実施に関する請願
請願者 藤田 正明君

第三〇一四号 昭和四十一年六月二十日受理
バーテンダーの国家試験実施に関する請願
請願者 札幌市南五条四丁目みなみビル内 全日本バーテンダー協会北海道本部内 山崎豊津郎

るべきである。

二、現在全国にバーテンダーは十万余と推定されているが、この中にはバーテンダーという職業にあつたものもあるが、これは、就職時に適格な審査機関がなく、社会的に資格を認められていない等が原因となつていて。また、バーテンダーに対する一般的の蔑視を打破するためにも国家試験制度により不良化の防止と人間的成長を計り質的向上に努力したい。

全日本バーテンダー協会は、八年前から食品衛生並びに調制技術を主体として自主的に資格検定試験を全国的に実施している。（昭和四十一年度A・N・B・A資格検定試験問題）等添付）

第三〇一五号 昭和四十一年六月十八日受理
バーテンダーの国家試験実施に関する請願
請願者 札幌市南五条四丁目みなみビル内 全日本バーテンダー協会北海道本部内 山崎豊津郎

第三〇一六号 昭和四十一年六月二十日受理
バーテンダーの国家試験実施に関する請願
請願者 札幌市南五条四丁目みなみビル内 全日本バーテンダー協会北海道本部内 山崎豊津郎

第三〇一七号 昭和四十一年六月十八日受理
バーテンダーの国家試験実施に関する請願
請願者 札幌市南五条四丁目みなみビル内 全日本バーテンダー協会北海道本部内 山崎豊津郎

第三〇一八号 昭和四十一年六月十七日受理
バーテンダーの国家試験実施に関する請願
請願者 札幌市南五条四丁目みなみビル内 全日本バーテンダー協会北海道本部内 山崎豊津郎

昭和四十一年七月一日印刷

昭和四十一年七月四日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局